

月尋堂の有職故実書『官職田舎辨疑』

―翻刻と解題―

藤原英城

はじめに

浮世草子作者月尋堂には和学者としての知られざる一面があったが、その手になる歌学書の一つ『和歌俗説辨』についてはかつて紹介した(『月尋堂の歌学書『和歌俗説辨』―翻刻と解題―』『京都府立大 学術報告・人文』64号、平24年12月)。本稿はそうした活動のさらなる一端を示す有職故実書『官職田舎辨疑』の翻刻と解題である。

〔書誌〕

官職田舎辨疑 刊本 半紙本 四卷四冊

表紙 朽葉色無地原表紙。縦二二・〇糎横一五・〇糎。

本文 四周単辺。縦一八・六糎横一二・三糎。半丁一〇行毎行二三
字前後。序は半丁八行一二字前後。

構成 卷一 一七丁(序二丁「序」、目録二丁「一・二」、本文一四
丁「三〜十六終」)。

卷二 一五丁(目録二丁「一・二」、本文二三丁「三〜十五終」)。

卷三 一四丁(目録二丁「一・二」、本文二二丁「三〜十四終」)。

月尋堂の有職故実書『官職田舎辨疑』

挿絵 なし。

卷四 一五丁半(目録二丁「一・二」、本文二三丁「三〜

五終」、奥付半丁(裏表紙見返貼付)。

題簽 左肩、朽葉色無地原題簽。「官職一田舎辨疑 一(〜四)」。

角書 「官職」は丸囲み。各題簽の巻数の下に「共四」の書入
れあり。

見返 「逸士喜完著／官職田舎辨疑／書肆 山陽軒 〔刷〕(印・陽刻)」。

序題 「官職田舎辨疑序」。

目録題 「官職田舎辨疑一(〜四)之巻目録」。巻一のみ「クワンシヨ

クテンジヤベンキ」のルビを付す。尾題「官職田舎辨疑巻之

一(〜四)目録終」。

内題 「官職田舎辨疑巻之一(二)」。「官職田舎弁疑巻之三(四)」。

尾題 「官職田舎辨疑一(〜三)之巻終」「官職田舎辨疑巻四終」。

板心 序「田舎弁疑 〇序」、目録・本文「田舎弁疑一(〜四) 〇

(丁付)」。いずれも板心下部の丁付の直前に「〇」が記される。

句読 「。」。

作者 北京散人宵雨軒(月尋堂)。

所蔵者 架蔵本。

刊記 「宝永八季春吉辰／書林／江戸日本橋南一町／須原屋茂兵衛
／京三条大和大路／橘屋次兵衛」。

諸本 ○初印本

底本、東北大学附属図書館狩野文庫、カリフォルニア大学バ
ーkeley校旧三井文庫蔵本（以上、四卷四冊）、名古屋大学
附属中央図書館神宮皇学館文庫蔵本（四卷合二冊）、筑波大
学附属図書館蔵本（四卷合一冊）。

○再印本

刊記 「享保四季春吉辰／書林／江戸日本橋南一町／須原屋茂
兵衛／京三条大和大路／橘屋次兵衛」。初印本の刊年「宝永八」
を「享保四」に入木する。

九州大学中央図書館蔵本（四卷合一冊）。

○刊記不明

高知県立図書館山内文庫（四卷合一冊）。

○求板改題本

以下の（甲）（乙）が確認できる。

（甲）『官職俗訓』 半紙本四卷四冊

『官職田舎辨疑』の見返と序を削除し、新たに序・後序等
を補う。以下の（イ）（ロ）（ハ）（ニ）が確認できる。主
な異同箇所を記す。

（イ）慎斎序、環翠子後序本（江戸西村源六他、五店相合板）

題簽「官位俗訓 花（鳥・風・月）」。

序題「官位俗訓序」。「享保十一丙午とし初春日／洛下後学
慎斎書」。

後序題「官位俗訓後叙」。「于時享保十一歳孟春吉辰環翠子
揮毫／遵生軒」。

目録題「官位俗訓卷之一（〜四）」。目録尾題なし。

内題「官位俗訓卷之一（三・四）」「官位俗訓卷之二目録」。
尾題「官位俗訓一之巻終」「官位俗訓卷之二終」。卷三・四
はなし。

板心 序「官位訓叙（丁付）」、目録「官位訓一之目録

○（丁付）」「官位訓二（〜四）目録 ○（丁付）」、本文「官
位訓一（〜四） ○（丁付）」、後序「官位訓後叙（丁付な
し）」。目録・本文の上下の匡郭を削除し、柱題の箇所を入
木する。

刊記「江戸通本町三町目角／西村源六／大坂心斎橋筋安堂
寺町／大野木市兵衛／京堀河高辻上ル町／銭屋儀兵衛／同
錦小路新町西へ入町／永田調兵衛／同六角通烏丸西へ入町
／西村市郎右衛門／同寺町仏光寺下町／著屋勘兵衛」。

名古屋大学附属中央図書館岡谷文庫、刈谷市立中央図書館
村上文庫蔵本（以上、四卷四冊）。

備考 慎斎序、環翠子後序を以下に挙げる。

官位俗訓序

百敷の道は神代のつたへにして。豊聡耳太子十あまりニッ

の階しなを定め給ひ。後のすべらきの御時つかさくらゐの数を
もふけ。又律令りつれいのくはしき撰えらみありしより。まつりごとの
節ふしよきについて或あるははぶき或あるはまし。天が下の風俗ならはしを（一オ）
正ただし。蒼生あをひしひなを恵めぐみたまふこといとたふとし。其をきてをわ
きまふるは言葉このことばのかたはしに述のあらはすべくもあらずか
し。一日書あるをひさく家に遊あそびて官位俗訓いふとなつくる巻まきを讀よ
しに愚おろかなる輩ともがらの官職つかさのさたを妄みだりにかたる僻事ひがしを改あらため。其い
はれをつまびらかに訓おしゆ（二ウ） 遵生軒某じゆんせいけんなにがしの編あめるなり。
初はしめて学まなぶ人これを考かんがへ見みば此道みちの疑うたがしきをさとし唇くちびるを反かへ
議ごをまぬかれんか予こゝろ其志こゝろざしを用もちゆるの深ふかきにめで、聊いさみし
かき筆ふでを卷まきのはしに添そる而已

享保十一丙午とし初春日（二オ）

洛下後学慎齋書（二ウ）

官位俗訓後叙

さいつ頃ころ田舎辨しん疑ありて。世の人のわきまへたがへる。官
位くわいの道みちを明あやかにせむと欲あつすといへとも。題号あざなのみを見ては
耕たがやの道みちにたよりするの文ぶんの様に（丁付なし、オ）思おもひ侍
らん人もありなんか。故ゆゑに其闕かひたるを補おぎなひ備まなはらざるを増まし
て今官位俗訓いまくわいふくくんを綴つづり侍まつるものならし

于時享保十一歳孟春吉辰環翠子揮毫

遵生軒（丁付なし、ウ）

（刈谷市立中央図書館蔵本）

卷四の本文卷末に『官職備考』の既刊広告と『続官位訓』
の新刊予告が次のように記される。

官職備考 全部七冊／三宅帯刀作／官位をつまびらかなる
事 此書にあり／諸人わきまへ安からしむるの書也

続官位訓 全部五冊／跡より出申候／官位の秘事をあらは
し諸人／見やすからしむるの書なり

『官職備考』（元禄八^乙歳仲秋吉旦／書肆／錦小路通新
町西^エ入町／永田調兵衛／押小路通御幸町西^エ入町／上坂
勘兵衛／堀川通仏光寺下^ル町／梶川儀兵衛）の三板元、
永田調兵衛・著屋上坂勘兵衛・錢屋梶川儀兵衛がすべて（イ）
に関与していることがわかる。刊行は次に挙げる（ロ）に
先行し、序・後序に記される享保十一年正月頃と推測され
る。

（ロ）慎齋序（環翠子後序欠）本（江戸西村源六他、五店相
合板）

環翠子の後序を欠き、新たに「遵生軒著述」の見返を付す。
それ以外は（イ）と同じ。

見返「遵生軒著述／官位俗訓／宰正百官才独称／儀刑四海
望尤尊」。

京都大学文学部蔵本（四卷合一冊）。

備考 卷四卷末の『官職備考』『続官位訓』の広告に加え、
さらに「靈著軒蔵版目録」二丁（「官職備考」「節序紀原」「儒
仙武仙」……「婦人寿草」「西銘講義」「医療羅合」など一

七作品)が附載される。この蔵板目録は同目録に記載される『婦人寿草』(享保十一歳^丙正月吉日求之^下寺町通松原上^上町^上菊屋七郎兵衛^上寺町通仏光寺下^下町^下著屋勘兵衛)、早稲田大学中央図書館蔵)にも附載されており、これらの広告・蔵板目録などから、(イ)(ロ)の主板元が靈著軒著屋上坂勘兵衛であったことが予想されるが、同日録掲載諸書の内、確認ができるところでは享保十一年(婦人寿草)「医療羅合」が刊年の下限であることから、(ロ)の刊行は(イ)以後、享保十一年からさほど遠くない時期であったことが推測される。

(ハ) 慎齋序、環翠子後序本(無刊記)

慎齋序の日付一行分と奥付を欠く。さらに(イ)(ロ)にあった巻四本文卷末の二書の広告を一旦削除して「宝永八のとし春筆をと、む」の一文を本文末に挿入し、それに続けて二書の広告を再度入木(覆刻ではなく同板)する。

東北大学附属図書館狩野文庫蔵本(四卷四冊)。

備考 挿入された右の一文は『田舎辨疑』初印本の刊記を意識したものであろう。また刊記不明ながら、版面の状態から(ロ)後の刊行と推測される。

(ニ) 環翠子後序(慎齋序欠)本(無刊記)

慎齋の序と奥付を欠く。それ以外は(ハ)と同じ。架蔵本(四卷合一冊)。

備考 刊記不明ながら、版面の状態から(ハ)後の刊行と

推測される。

(乙) 『官位訓』半紙本四卷四冊(四卷三冊)

『官位俗訓』の求板改題本。慎齋序を削除し、環翠子の後序を貝原益軒署名の序として改竄、新たに見返等を補す。以下の(ホ)(ヘ)(ト)が確認できる。主な異同箇所を記す。

(ホ) 京勝村治右衛門他、六店相合板

題簽「官位訓 元(亨・利・貞)」。

序題「官位訓叙」。「于時享保二歳孟春吉貝原篤信揮毫/益軒」。「官位俗訓」環翠子後序の序題から「俗訓後叙」を削除し、「訓叙」を覆刻して入木し、序文「今官位俗訓を」とある箇所から「俗」字を削除して一字空白とし、さらに日付・署名の「十一」を「二」、「辰環翠子」「遵生」の箇所をそれぞれ「貝原篤信」「益」と入木する。柱題は(甲)「官位訓後叙」のままながら巻頭に配する。

目録題「官位訓卷之一(〜四)」。(甲)の該当箇所から「俗」字を削除して入木する。

内題「官位訓卷之一(〜四)」。(甲)の該当箇所から「俗」字を削除して入木する。ただし、巻二にあった「目録」の部分には削除されている。

尾題「官位訓一之卷終」「官位訓卷之二終」。(甲)の該当箇所から「俗」字を削除して入木する。

板心 序「官位訓後叙(丁付なし)」。目録・本文は『官

位俗訓」と同じ。

刊記「京都書林／勝村治右衛門／山城屋佐兵衛／大坂書林／伊丹屋善兵衛／河内屋源七郎／東都書林／小林新兵衛／英文蔵／馬喰町四丁目／菊屋幸三郎板」。

早稲田大学中央図書館蔵本（四卷四冊）。

備考（ハ）の巻四本文末に挿入された一文と二書の広告が削除され、奥付に「活花秘伝図式」「遠州流挿花意匠初編」「同 後編」の既刊広告と「同 三編」の近刊予告が記される。これらの広告や板元の動向から、文政・天保頃の刊行と推測される。

（ヘ）大坂河内屋茂兵衛、江戸菊屋幸三郎相合板

刊記・広告以外は（ホ）に同じ。

刊記「書林／大阪心斎橋通博労町 河内屋茂兵衛／東都馬喰町二丁目 菊屋幸三郎版」（広告）。

加賀市立中央図書館聖藩文庫蔵本（四卷四冊）。

備考「大日本年歴箋」「源氏一統志」「勸善常世物語」の広告が記される。これらの広告や板元の動向から、弘化・嘉永頃の刊行と推測される。

（ト）無刊記本

見返「益軒貝原先生著／官位訓」。

早稲田大学中央図書館蔵本（四卷三冊。卷三・四の目録を三冊目巻頭に配し合一冊とし、三冊仕立てとする）。

備考（ホ）（ヘ）にあった奥付を欠き、巻頭の「益軒」序

が巻末に配される。入木された署名の「益」字がほとんど印字されていないこと等、版面の状態はこれまでの諸本に比べて良くない。（ヘ）以後、幕末頃の刊行と推測される。

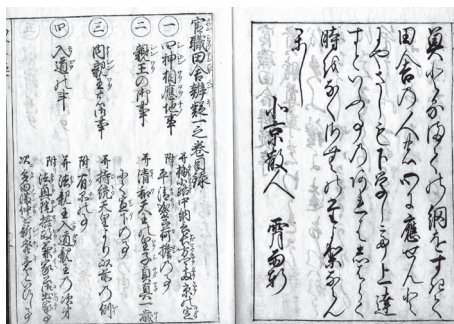
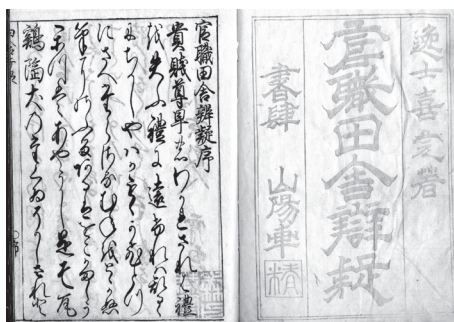
〔翻刻〕

一、翻刻にあたっては、原則として現行通用の字体に改めた。ただし、当時慣用と思われる漢字表記などについては、そのまま残したものである。

一、丁移りは、丁付と表・裏（オ・ウ）を括弧に入れて示した。

一、誤字・衍字・脱字等の不体裁については（ママ）と注記し、割注は（一）、左訓は（へ）で示した。

一、振り仮名には平仮名・片仮名が混在するが、原本のままとした。



官職田舎辨疑序

貴賤尊卑のわかれされは礼を失ふ礼に遠ければ乱るゝにちかしやはかも、かひとつにさへたらさるむねをと、かぬ筆にのふるあるはをこかましようかつはあやうかし是そ瓦鷄陶犬のたくゐそかしされと(序オ)魚とるまでの網をすきて田舎の人の心に応せんとにやさしも下学して上達すといふ事のあれははらく時をなくさむのたよりならんかし

北京散人 宵雨軒

(序ウ)

官職田舎辨疑一之卷目錄

一 四神相応地事

并 梅小路中納言長方卿 両京の定附、平清盛公荷担の事

二 親王の御事

并 清和天王の皇子貞真一歳にて宣下の事

三 内親王の御事

并 持統天皇より以前の例附、有品の事

四 入道の事

并 法親王入道親王の次第附、法興院摂政兼家公御出家事

五 御息所の御事

次、多田満仲を新発意といひし事(一オ)并 本朝中宮の職 附、源氏物語の趣次、大納言能信卿 女茂子の御事

六 五撰家の御事

并 六条撰政基実公御年十六にて関白を持給ふ事 附、桃花老人の御事

七 清花の御事

并 大友皇子大政大臣に成給ふ事 附、醍醐殿広幡殿の御事

八 御廩殿の事

并 堀川右大臣頼宗公の御むすめの事

九 宣旨の事

并 源氏物語明石の巻例

十 上臈の事

并 日下臈の事(一ウ)

十一 公達の事

并 令の外の官事

十二 公卿の事

并 前官大納言の事 附、散位の事

十三 諸大夫の事

并 伊勢祭主の事 附、南家式家菅家江家

④北面の事 并 西面の侍の事

⑤侍の事 并 弘安礼節の趣

⑥僧中官位の事 并 宮法橋の事

⑦称号の事 并 九条右大臣師輔公の事(二オ)
附 五条三位俊成卿御子左と号せし事

⑧大閣の事 并 豊臣秀吉公の趣 附 禅閣の沙汰

⑨近衛殿八藤の事 并 近江遠江の沙汰

官職田舎辨疑卷之一目録終(二ウ)

官職田舎辨疑卷之一

①四神相応地事

四神の事をあしく心得てさまぐにいひの、しる人有。今の帝都は人王五十代桓武天皇。延暦年中に遷させ給ふ。是を平安城と名づく。此京四神相応の地なり。さて四神といふは。左青龍。右白虎。前朱雀。後玄武是也。内裏は南向なり。南のかたうち晴て皆田畠なり。これを前朱雀といふ。後玄武といふは。北のかたに高き山あるをいふ。是王城のうしろなり。左青龍といふは。内裏の左のかたにきよき河な

がれたるを云。すなはち鴨河也。右白(三オ)虎といふは。王城の右のかたに道あるを云。すなはち今の千本通なり。是往昔よりの道にして。七道の内の一つなり此四色自然と備りたる地を四神相応の地といふ。まことに日本無双の勝地なり。されば此京に内裏をうつされしはるかこの事なるが。人王八十一代の比平相國清盛雅意にまかせて。兵庫の福原へ都をうつされけるに。さまぐあやしき事ありぬ。こ、におみて清盛。諸卿群参のとき申されけるは。はじめの京やまさらんと

此福原の新都やまさらんと尋られけるに。をのく清盛の遷されたる福原の京を。あしきとも(三ウ)定めかたく遠慮の折から梅小路中納言長方卿ひとりす、み出て此福原の京はよろしからずはしめの京こそ勝れたりとの給ひけるにはたして清盛都をうつしかえして今の平安城に皇居なし奉りぬ其後長方卿に対して諸卿の。の給ひけるは扱々あやうき事かな自然と帰京の儀あればこそなれさしも清盛のよきと思ひてうつされし福原の新都をよろしからずとはの給ひけるぞ清盛の心にたがひていかなる難義にやあい給ふらんとかたはらにてもあやうかりしにまづは異儀なくしてともによるこべりとあれば。長方卿の曰随分清盛の心に(四オ)入へきやうにとて申たればきづかふべきにあらず其子細は和漢の人のためしを見るに始めは一すぢによきと思ひこみて何事もひとつの心にてするものなり後には仕損じたると思ひながらはじめ人といひ合せざるによつて。其あやまりをひとりはひるがへしがたく誰人ぞ是をあしきといはゞ。それに付てあらたむべきためによきあしきは我と知ながら人の批判を尋るもの也しかるにみづから新都の福原はあしきとさたし侍れば。清盛此ことばをたよりにし

てさつそく都をうつしかへぬるとこたへ給ぬはたし(四ウ)て長方卿人クラシイに官位クワンイを越コエられんとし給ふ時清盛此卿の荷担カクシして長方卿は物よく心得たる人なりとて官位をす、められける此事を古き書に梅小路殿ウメノミチノミヤの両京の定めとてさしも思慮シヨリヨふかき事にいひつたへ侍りぬげにや此京はいたつて目出度四神相応の勝地セウチぞかし

②親王の御事

天子の御子といへばいづれも皆親王なりと心得申せどさにてはなし。親王宣下センゲとて御門より御免なければ。親王とは称セウしがたし此外何の宮と申すは無官ムクワンの王子なり扱親王と称セウじたる事は凡卅四代推孝天皇五(五才)年の紀にはじめて親王の号あり其後相統アイトウて此称有竹園といふも親王の御事なり。帝の御兄弟御伯父御叔父にても宣下センゲの後は親王と称したる事なり御老躰ラウタイにても御免なきは只宮と申すまで也。御童躰ゴドウにても親王宣下センゲを蒙らせ給ふ例は五十六代清和天皇貞観十八年十一月廿五日に皇子貞真一歳にて親王宣下あり。御童躰の間は無品親王にても既に五位に当らせ給ふこれによつて叙品ジヨホンの時は四品に叙せらる、是を。有品親王と称セウじ奉り一品にのほり給ふ

③内親王の御事(五ウ)

是も帝の御むすめと申せばいづれも内親王と称セウじ奉ると思ふさにはあらず。帝の御姉妹ならびに皇女の親王宣下センゲを蒙らせ給ふを内親王と称セウじ奉る也御免なき御かたはたとへば。女一宮女二宮女三宮など、申すなり。内親王宣下センゲの例は持統天皇より以前に興オコると見えたり。位キ

階カイは男親王の如く四品より一品にいたり給ふ一品水高内親王。二品泉内心王。三品水主内親王四品長谷部内親王の御たぐひなり

④入道の御事

世俗に己と入道といふ事以外成癖事ヒギいたつて浅まし(六才)き事也。親王の御出家を入道親王と申すは勿論モンロンの事なり。御門跡モンゼキがたにこれあり。但し法親王といへば。皆入道親王と思ふ人おほし是も又さにあらず。御児の時親王宣下センゲありて後に御出家なされしを入道親王と申すなり。御出家の、ち宣下ありしを法親王と申す也しかれば入道の号はいたつておもし御事なり。凡入道といふ事昔より。かみつかたには能わきまへ給へどもあやしき輩はつたへ承る事もまれくなれば一生あやまりて。くらすものばかり也。いにしゑ法興院撰政兼家公。御出家の、ち。大入道殿と申事我朝無双の号なり此(六ウ)比ほひ多田満仲法躰ヂヤウツクタイしけるが入道とははかりあれば。せめて新発意など申さまほしきといはれし事古く人の申伝へしなり。さればにや古書には多田新発意満仲と記したる所多し。当世にも三位已上の法号なりとはいへど。猶それさへいぶかしき事とかや。況イシヤ其下なる輩無位無官クワンの者己が身を入道といふは無下に恐れをしらぬ族にぞ侍る

⑤御息所の御事

帝の御妻を御息所と思ふ人多し帝の御妻は。皇后宮と称セウじ奉りて三后の内也又本朝に中宮職チウクワンシヨク(七才)を別におかれて。四宮といふ扱御息所と申奉るは。東宮の御妻也東宮のいまだ。帝位に即給はでおはし

ます時。大臣納言のむすめなどの。他にことなるを称じ奉りて。御息所と申すなり。源氏物語の六条の御息所は桐壺の御門の御弟東宮にた、せ給ふ時の妻也。かやうのたぐひなり。其外大納言藤原能信卿のむすめ茂子。後三条院の東宮にた、せ給ふ時御息所となり。皇子貞仁を設させ給ふ。是也又六十代醍醐帝の時大納言定国のむすめ和香子は女御の位にそなはり給ひて大将の御息所と(七ウ)号し奉る是は天子のいまだ帝位につき給はざるの御時より御寵愛ありしゆへなりと申つたえぬ

⑥五摂家の御事

いかに卑賤のもの、ことばとはいへど。近衛の宰相殿と申すはあまりに浅ましき癖事なり。抑春日大明神の御末大織冠鎌足公の御嫡流にて近衛殿 九条殿 二条殿 一条殿 鷹司殿 是五家門とも申す。摂政関白に成給ふ御家なるがゆへに。摂政家と申すを略して摂家と称じ奉るなり。御元服の時正五位に叙し給ふ或は正四位下に越階し給ひ中少将に任じ。二(八オ)三位に叙し中納言にいたらせ給ひ中少将もとのごとく大納言に昇り給ふの時。中少将を辞し給ふ。参議を経曆し給はず。是参議は内弁に平伏するがゆへか。宰相は参議の唐名也なんぞ五家門におゐて宰相になり給ふ事なしかみつかたの御事をかゝしく申すは恐多き事なり。扱近衛殿の元祖は法性寺入道前関白大臣忠通公の長男六条摂政基実公なり。此殿は殊に和漢の才すぐれて。万民を撫育し給ひ。天下第一の重臣たりされば。御年十六にて関白を持政事を 行給ふ事。古今珍しき御事也御年三十余

にて(八ウ)かくれさせ給ふおしき御事とて其世には万民赤子の母にをくれたる悲しひをなせり。終にかぎりある御よはいなれば。舟岡の北のほとりに葬り奉るとなん。わづかの御命の中に官職の至極を尽させ給へり。扱九条殿の元祖は基実公の御弟月輪禪閣兼実公也二条殿の元祖は月輪殿の三代ののち光明峰寺摂政道家公の次男普光園院 関白良実公也。一条殿の元祖は良実公の御弟円明寺摂政 関白実経公也。右いづれも道家公の御子なれとも実経公は。末子にてわたらせ給ふ。しかれ共いかなる御(九オ)器量あるにや。父道家公御譲りに末子の実経公を以て嫡流たるべきの旨御遺命有て記録珍物等は多く。此殿にわたさせ給ふ故御末子ながら一条殿の御家は三家のうち御惣領のやうに世には申伝へたれど。さにはあらず御末子なり。それより代々此御家には。才人賢臣おほく出させ給ひけるこそ。ふしぎなれ大殿の御眼力いみじく思ひ奉ると古き書に伝ひ近來兼良公と申て。古今名譽の御才智なりしといひ伝ふるも此一条殿の御家なり。扱鷹司殿の元祖は。近衛殿の祖。基実公三代の(九ウ)後猪熊関白家実公の御子称念院 関白兼平公也右五家門にて交々摂関を持給ひて君を補佐し奉り下民をめぐませ給ふ也

⑦清華の御事

五摂家七清華とおぼへたる者ありいかにも。往昔は久我殿。転法輪三条殿。西園寺殿。徳大寺殿。花山院殿大炊御門殿。今出川殿は七家にておはしましける近世醍醐殿広幡殿藤源の二家興りて清華と称じ奉りて。九家各御童形の御時侍徒にならせ給ふ或は従四位下にて御元服

二三位に叙し（十才）給ふまで次将を兼給ふ多分は。清華の御かた
くも宰相に成給はずして中納言にいたり給ひ。両近衛の大將を兼給
ひて大納言に成給ふことに御器量すくれたるは。大政大臣にも成給
ふ抑此官は。卅九代天智天皇十年正月五日始て大友皇子をもつて。
大政大臣とし給ふ。まことに一人を師と範として四海を儀形し給ふ其
器量の御かたなき時は 則 闕なり。よつて則闕の官と申すなり撰家の
御家業にかわる事なしといへ共。摂政関白には。成給はず扱醜酬殿
は一条殿より出たり。広幡殿は正親町源氏にて（十ウ）忠幸公を始と
す。人王百七代正親町院の御末なり

⑧御廩殿の事

御廩殿といふをあしく心得てさまくあらぬ説のみいふ人あり。是
は常寧殿の北貞 観殿のうちに此殿ありときこゆ。帝の御服を裁縫
する所なり。此所をつかさどる女官を御廩殿といふ大臣納言のむす
めを参らせらる堀川右大臣頼宗公の御むすめ人王七十代後冷泉院の
御時に御廩殿にまいられしたぐひなり

⑨宣旨の事（十一才）

宣旨といふを只一向におほえし人多し。勿論帝の仰せをも宣旨と申す
なり又ひとつに宣旨と申すは院中にて雑仕取次の女官の事なり。源氏
物語に明石の姫君の乳母の母故院の宣旨に補すといふたぐひなり

⑩上臈の事

上臈といふを女の事とばかりおほえていひのゝしる人ありさるにても
浅ましき事なり。上臈と申すは親王大臣などをこそ申す也下臈とい
ふだに無位無官の人をいふにあらざ上臈中臈（十一ウ）下臈はいづれ
も其官位浅深の相当あるべし。日下臈と申事は子細ある事也歌書に
無止事といふはいたつて上臈の品也

⑪公達の事

癖事のみおほえたる人はいづれの御童躰をも公達といふさにはあら
す。公達とは三公達といふ心なり。三公といふは。大政大臣。左大臣。
右大臣是を天の三台の星に象て三公と称すしかれども大政大臣は則闕
の官なれば。左右の大臣に内大臣をかぞへて三公と申すなり。内大臣
は令外の官也此三公達にの（十二才）ほりまします。御方をこそ公
達と申也。清華又三家の外皇子皇孫の中に源 姓を賜り人臣に下り。
大臣大將に任じ給ふ人々もしは。撰家のうちに摂政関白の御先途を遂
給はぬ御方をも大臣の大將を経給ふ御方をさして公達と称する也

⑫公卿の事

混雑していひやぶる族多し浅ましき事也摂政関白大政大臣左右の大
臣内大臣准大臣皆公と称し奉る也。中納言は従三位大納言正三位也し
かるに羽林名家の中におゐて其器量高官に任ず（十二ウ）べき人
を昇進せしめたく思召る、時に高官の闕なくして余儀なく大中納言
の間に沈淪の時は晩達を慰ししばらく二位或は従一位にも叙せらる其
時は位高く官卑きによつて官を辞し給ひて。前官の大納言に成給ふ

を散一位散二位と称し奉る是を卿と称す凡三位以上を卿と称する也。又參議は其職大政官に居て公卿と天下の事を參り議職分なるによつて四位の參議といへ共。猶卿と稱する也。併天子より參議を召る、時は卿といはずして四位と稱するなり（十三才）

㊦ 諸大夫の事

諸大夫は地下の人ばかりと心得たると見えて癖事なる説多し名家のうちにも諸大夫家として其家々あり其外源氏代々の御方々南家式家昔家江家の儒門並に大政官の外医陰の両道伊勢の祭主等皆諸大夫の列なるよし旧記に見へたり

㊧ 北面の事

此比愚盲の者の著作と見へてある書物に禁中の北面何がしとしるしぬさるにても浅ましき事（十三才）なりいかで禁中に北面の有べきや万一滴口の事を聞はつりて書たるものか北面は人王七十二代白河院の御時はじめて院中に武勇にすぐれたる人をさしをかる西面は八十二代後鳥羽院の御時にはじまりて近世は絶ぬ北面は上下あり今に院中を守護し奉る位は四位にまでいたる也

㊨ 侍の事

世に武家の若党などを侍といふ人あり侍といふはおもき事のやうに承りぬ既に人王九十代後宇多院の勅定弘安礼節にいわく五位六位の下（十四才）北面推て侍と稱するよししかれば五位六位だに推てとあ

ればおもき事爰にて知べし其外本所の武者所召仕所並に親王大臣家に重代格勤の輩諸司の官人等皆侍の列也或は諸道に列一芸を備へて官位に昇進する人々を五位の侍と稱する事通称と見へたり

㊩ 僧中官位の事

法橋の官にのぼる法眼の官にす、むなどいふはあやまり也。僧正僧都律師などいふこそ官なれば法橋法眼法印は皆位也されば法印權大僧都（十四才）某といふ時は官位を合せたるもの也

㊪ 称号の事

称号を氏かばねのやうにおぼへたる人おほしさにあらず一代の称号あり又ながく称号るもありたとへば。九条右大臣師輔公同大相国伊通公などは今九条殿の御先祖にあらずそれより以前の称号にて九条師輔公は閑院家元祖にて今の西園寺殿。徳大寺殿。菊亭殿其外数多の御家の御先祖なり。今の九条殿は兼実公より始めて九条殿と稱し号る也既に俊成卿。定家卿より以前は御子左と稱（十五才）じ号へ俊成卿は五条と号へ又定家卿は京極中納言と稱し其後は二条家冷泉家近代冷泉の両家此外に藤谷殿など称号へ奉る也

㊫ 太閤の事

世に大閤といふは豊臣秀吉公ひとりにかぎりたる事とおぼへたる者おほしかならずひとり事のあらず摂家の御方々閤白を他へ御譲りなされしを前閤白と申奉り御子に譲り給ひしを大閤と稱し奉る也たと

へ一旦他へ御譲りなされて其後にも前関白の御子関白に成給ふ時は御父を太閤と称じ奉る事勿論なり豊臣の秀吉公も秀次殿（十五ウ）に関白を譲給ひしゆへ其世に太閤と申せしを聞つたへて太閤といへば秀吉と心得るは大き成癖事也扱太閤の御飾をおろし給ふを禪閣と称じ奉る事勿論也

④ 近衛殿八藤の事

世に愚盲の者のことばに。近藤は。近江のもの、名字。遠藤は。遠江のもの、名字とにつこらしく惑説をたつる事浅ましき事なり。近衛殿の御家には諸大夫八人ありて。進藤。内藤。近藤。加藤。斎藤。遠藤。武藤。安藤。是を八つ藤といへり右いづれも。藤（十六終オ）原の氏族にて近衛殿より出たるよしにて其末流諸国にはびこりぬと承りつたへぬ

官職田舎辨疑一之巻終（十六終ウ）

官職田舎辨疑卷之二目錄

① 文武官事

并 平治の乱の起り
附リ 二条関白師通公の御事

② 大臣家の御事

并 遣遙院実隆公の御事

③ 諸家の御事

附リ 後十輪院通村公の御事
并 左大臣 橘 諸兄公の御事
附リ 藤原押勝の例

④ 天文曆道の事

并 安部晴明の事
附リ 泰親賀茂の社にて雷にあいし事（一オ）

⑤ 六条家の事

并 修理大夫顕季の事
附リ 内大臣有房公御手がらの事

⑥ 御幸の事

并 行啓の事
附リ 円融院大井川にて御遊の事

⑦ 帝王の御事

并 脱履の御事
并 太上 皇尊号の御事

⑧ 新院の御事

并 熊野江卅三度御幸の事（一ウ）

⑨ 法皇の御事

并 布衣始北面始の事

⑩ 院參公家衆の御事

并 一人の御事
并 凡人の事

① 滝口の事 并 畠山伊東宇佐美後藤が事

② 諸家源氏の事 并 神祇伯の事

③ 施薬院の事 并 欽明天王医博士の事

④ 帯刀の事 并 木曾義仲父義賢先生たるの事 (二オ)

官職田舎辨疑卷之二目録終 (二ウ)

官職田舎辨疑卷之二

① 文武官事

文武官の事を世にあやしき輩はあらぬ事にいひなす無下に恐れを
わきまへぬにぞ侍る。文武の官と申すはたとへば内大臣の左大将大納
言の右大将のたぐひ也大将は武官也大臣大納言は文官也然ば文武兼備
たるを手からと申す也但し大将は外の御家にかけて給ふ事なし。五撰家
清華にかぎりたる事なり。職原抄に曰執柄の息におゐては次第を超
て左に任ずる所とあれば右大将をこへて。左大将に成給ふは常の事
(三オ) 也又凡人におゐてはいよく眉目とあり是は撰家清華の外の

御家にて自然大将に成給ふは申べきやうもなき御手がならね共たまさ
かなる例也扱大納言大臣に成給ぬ以前に後の二条の関白師通公参儀の
時大将をかけ給ひし事を無双の御手がらに申つたへしぞかし誠に大将
は武官の至極をもくしき事と承り伝へぬされば平治の乱のものは。
権中納言兼中宮権大夫藤原信頼卿と少納言入道信西と中あしくして
互に身をほろぼし君をそこない民をくるしめけるぞうたてしいづれも
鳥羽の上皇の御寵愛にほこりて信頼卿大将を(三ウ)のぞみ申さ
れしかば上皇信西に仰せありてかならずしも重代清花の家にあらざれ
ども時によつて大将になさる、事も有べきとの時信西世の中扱はと
歎しくて申けるは。信頼などが大将に成なば誰かは望をかけ候はざ
らん君の御政は司召をもつて先とす叙位除目に癖事出来ぬれば上
天の魏々に背き下人の貶りをうけて世のみだる、端也其例和漢に多し
さればにや阿古丸大納言宗通卿を。白河院の大将になさんと思召たり
しかど寛治の聖主の御ゆるしなかりき故中御門藤中納言家成卿を旧
院大納言になさばやと仰られしかども諸(四オ)大夫の大納言になる
事は絶て久しく中納言になりたるだに過分の事をと諸卿いさめ申され
しかば思召やみ給ぬ況や近衛の大将をや。三公には列すれど大将を経
ざる臣下のみあり執柄の息莫才の輩も此職を先途とす。信頼などが
身を以て大将をけがす事は有ましき事といさめ申して終に此事やみぬ
是より信頼信西いどみ合て平治の乱はをこりける誠に此職のおもき事
をのべんが為に田舎の人までしれる平治の乱を引あらはし侍る信西が
ことばをもつて大将のおごそかなる事をするべきにや(四ウ)

② 大臣家の御事

三家の御事を片田舎の人は癖事をのみいひあへり。大臣家と申して五撰家九清華の外に御三家有正親町三条殿 中院殿 三条西殿 是を大臣家と称し奉るは撰家清花の如く大将をこそかけ給はね三公の列に成給ふ御童形の時従五位下首服を加ふるの時従五位上又は正五位下中少将を経給ひ宰相に成給ふ又は直に納言にのほり給ふもあり武官の長たる大将を兼給はざるゆへ空大臣とも申とかや競望なくして大臣にいたり給ふは甚御手がらと申つたへぬ正親町三条殿（五才）と三条西殿は転法輪殿の御家よりわかれ給ふ閑院家とも申すなり。取わけ三条西殿の御家に有職故実文道の御たしなみふかく御代々に博才の御方多く出給ふ殊に世に人の申し伝ふる遣遙院実隆公称名院公條公近代には三光院重條公をのゝ右大臣に成給ひ御家の和歌の書を三玉集と申て御三代の御哥人申も恐れあり武者小路殿も此三条西殿のわかれなり扱中院殿は村上源氏にて通方卿を祖として此御家も御代々和哥の達人出給へり中にも通勝卿を御法名素然とも申し也足軒とて隠れなし後十輪院通（五ウ）村公と申しも内大臣に成給ひて和哥の御名世に高し

③ 諸家の御事

田舎の人は公家衆といへばいづれも一やうに心得侍れどさにはあらず諸家の御かたゝは其家によつて官位高下ある事挙てかぞへがたし或は大納言にてつまる家もあり中納言までのほり給ふも有り又それより下つかたにて一生をすごし給ふもあり又位あつて官なき家もあり。かのごとくさまゝの高下有事一々はしるしかたし扱官といふは左大

臣右大臣内大臣大納言中納言などの事也職といふは関白の東宮傳の中宮大夫（六才）のなどをいふ位は。三位二位一位也一位も従一位と申が現在の御くらゐなり。正一位と申すは大かた諡号也天平勝宝二年従一位左大臣諸兄公はじめて正一位に叙し給ひ其後藤原押勝同永手等公叙し給ふ此外は存生の例なし皆贈位也

④ 天文曆道の事

天文曆道の事を不合の沙汰する人有其はじめをしらずと見へたり。陰陽道昔は一家として両道を兼たりしかるに加茂保憲といふ名人天文道を以て安倍晴明に授け曆道を息子光榮に譲る是より（六ウ）両道にわかるゝなりそれ天文といふは天地変災雲氣非常の怪みある時其様子を見て是は吉瑞是は凶兆と明らむ役也されば此見立は凡人の及ぶべきにあらず又曆道は年々の曆を沙汰する是は算数を以て致す所也。加茂保憲名譽の達人なれば我子の光榮に天文をさづけたくは思ふらめど器量及ばざるがゆへに曆道ばかりをさつけ弟子の晴明に大事の天文道をあたへられ侍るは晴明が器量拔群すぐれたるかゆへなりまことに。保憲我子の愛をばれて天文を光榮に譲らず。天下国家の為ならず家（七才）の瑕といひ誹りを後代に残すべきに正道のはからい後世に恥ずとかや。去程に晴明は古今無双の神人にて其子孫泰親などいふも希代の博士にてありし也此泰親は加茂の社に詣てける折ふし雷落かゝりたれども何の障りもなし平家物がたりにもしるしたるごとく奇妙を顕はしたり其外人の見る諸書に書のせたれば愛にのぶるに及すしかるに元祖保憲が眼力は明哲なるものなり曆道は光榮のながれて今

にあれどもさだかに人しらず安倍の家筋をば。土御門と号して今に天文道^{ツカサド}を掌^{ツカサド}り給ひて風雲氣^{フウウンキ}(七ウ)色を奏聞^{ソウブン}あるとかや晴明より十七代^{アリスミ}の後。有脩^{アリスミ}卿より土御門と申す称号^{セウゴウ}をこり従三位に叙しはじめて昇殿^{シヤウデン}ありて今泰連^{ヤスツラ}朝臣にいたつて七代なり二位にも成給ふ御家とかや

⑤六条家の事

今の六条殿を往昔^{ムカシワカ}和哥^{ワカ}の家の六条の御末といふ人あり余りなる僻事^{ヒカ}浅ましき所^{ワザ}為なり往昔^{ワザ}六条家とて和哥^{ワカ}の一流をたてられしは藤原の魚名^{フナナ}の苗裔^{ヘウエイ}撰津守澄^{スミツネ}の孫。六条の修理大夫^{アキスエ}顕季。其子左京大夫^{アキスケ}顕輔。其子清輔^{キヨフク}。重家^{シゲイ}。顕昭^{ケンシヤウ}法師等なり又有家知家^{アリエチカ}など(八オ)も顕輔の孫にて是等の人々を和哥^{ワカ}の六条家と申せしなり。定家^{テイカ}卿の父俊成^{シユンシユウ}成卿もはじめは顕輔の養子にて顕広^{ケンヒロ}と申せしが後に風躰^{フウタマ}をあらため給ひて基俊^{キヒコ}の門弟となり給へり。扱今の六条殿と申すは村上源氏にて久我殿のわかれとかや左少将^{サウシヤウ}通有朝臣^{ツウウ}を祖として六条殿と申称^{シヤウカウ}号発りたり此通有朝臣^{ツウウ}の御子内大臣^{ウチノミ}有房公と申せしは和漢^{ワカン}の才に富させ給ふのうへ又類^{タケヒ}なき能書にておはしましける依^{ヨシ}之君も大切に覚召^{トクサヘン}同官も肥馬^{ヒバ}の塵^{チリ}をはらひ給けるかゝる有道^{ユウダウ}の賢臣^{ケンシン}なればにや従一位内大臣^{ジュウイチノウチノミ}にいたり給ひぬしかるに有房公^{ユウボウ}病惱^{ビョウノウ}危急^{ウキキ}に成給ひて此由^{ココヨ}を天聽^{テンナウ}に(八ウ)達^{タイ}しければ花園^{ハナヅミ}の法皇^{ホウメイ}(九十四代^{クウジウダイ}菟原院^{ウヅハラノイン}と申す)御かなしひの余りに有房公^{ユウボウ}の亭^{テイ}へ御幸^{ミコトキ}成て内府^{ウチノフ}の病氣^{ビョウキ}を勞^{ラウ}させ給ふよし申伝^{ウチツタ}へたり上代にはかやうのためしもあるべきかそれも撰関^{センケン}の器外^{キグワ}祖父^{ソフ}などの威徳^{キトク}ならでは御幸^{ミコトキ}有て臣下の病をとほせ給ふましき事なりいはんや末代におゐてをやことに撰関^{センケン}の御家にもあらず父の朝臣^{テウシン}は纒^ヒに。少将^{シヤウシヤウ}迄いたら

せられ其子として如此^{コウシ}大官^{ダイカン}のいたゞき給ふ事君のいつくしみといひ才徳^{サイトク}のほまれといひ御家の手がらぞかし然るになんぞ六条^{ロクシヤウ}顕季^{アキスベ}のがれといひあやまるは無下のいたりそかし既に顕季^{ケン}は藤原也^{フナナ}今^{イマ}の六条殿^{ロクシヤウノミヤ}は源氏にて將軍^{シヤウジン}呢^ニ(九オ)近^{キン}の御方^{ミカタ}也

⑥御幸の事

みゆきといふを田舎^{イナナカ}の人はいづれ同じ文字に覚へたと見へたり天子^{テウジ}は行処^{ユクコロ}に必^{カナラ}幸^{サイハキ}ありといふ本文^{モン}によつて行幸^{キヤウコウ}と申すよし北山日記^{キヤウクゲイ}にも見えたり仙洞^{センドウ}女院^{メノイン}の御出^{ミデ}を御幸^{ミコトキ}と申す也又東宮^{トウウ}中宮^{チュウクウ}の御出^{ミデ}を行啓^{キヤウケイ}と申すなりされば六十四代^{ロクジウダイ}円融^{エンワウ}院^{イン}などより院中の御政務^{ミセム}ありて勸賞^{カンシヤウ}あれば幸^{サイハキ}の字を用ゆへきにや円融^{エンワウ}院^{イン}大井川^{オホイガハ}にて御遊^{ミユウ}の時。撰政^{センセイ}時^{トキ}仲公^{ナカキミ}三位^{サンノミ}を召て院の仰せを伝えて参議^{サンギ}になされれば人々^{ヒトタタ}傾^{カラム}て主上^{シュウジヤウ}の御前^{ミマエ}ならずして忽^{タチマタ}に参議^{サンギ}になさるゝ事然^{シカド}へ(九ウ)からず今日の御遊^{ミユウ}いみじかりけるに此事^{コト}ゆへ興^{キョウ}さめたりといひあへるとなりしかれ共七十一代^{シチジウイチダイ}後三条^{ゴサウ}院^{イン}の御比^{ミヒ}まで讓国^{ニヤク}の後院^{ゴウイン}中^{チュウ}にて正しく政務^{セイム}ありとは見え七十二代^{シチジウニダイ}白河^{シラカハ}院^{イン}の御時^{ミトキ}はじめて院にて政^{セイ}を知らせ給ふと見えたり撰朝^{センテウ}の行幸^{キヤウコウ}と申すは天子^{テウジ}年^{ネン}のはじめに御父^{ミツチ}の上皇^{ウヘノミカド}御母^{ミボ}后^{ゴウ}へみゆきなる事也五十二代^{イチジウニダイ}嵯峨^{サガ}天皇^{テウメイ}大同^{トウトウ}四年^{ニヤウ}八月^{ハチグヅ}に朝覲^{テウケン}の儀^ギはしまる。続日本後記^{ツグニッポンゴキ}に嘉祥^{カジャウ}二年^{ニヤウ}正月^{シヤウグヅ}廿日^{ニニチ}に。仁明天皇^{ニチミテウ}(五十四代^{イチシユジウダイ})御母^{ミボ}后^{ゴウ}に朝覲^{テウケン}の為^{タメ}冷泉^{レイセン}院^{イン}に行幸^{キヤウコウ}なる。彼時^{カノトキ}天皇^{テウメイ}南階^{ナンカキ}をくだり給ひて笏^{シヤク}をたゞしくして跪^{ヒザマツキ}給ひし事侍^{シヤウジ}るとかや。朝覲^{テウケン}行幸^{キヤウコウ}は正月^{シヤウグヅ}二日^{ニニチ}或は吉日^{キヨジツ}を用ひ給ふと。拾芥^{シヤウカイ}抄^{セウ}(十オ)にもしるしぬ

⑦帝王の御事

トウギン
当今を今上皇帝とも申し奉るを田舎の人はきんじやう皇帝ととなへ申さるゝは大きなるあやまりと承りぬ今上皇帝と申奉るとかや又脱履の天子と申奉るはふるきわら履の足にかゝりてすてまほしくおほしめして捨給ふ如くをしみおぼしめす事なう新主に御くらゐをゆづり給ふゆへに御位をのかれさせ給ふを脱履の天子と申し奉るなり。天子とは天を父とし地を母とし天地宏才の仁心を以て民をおさめ給ふ凡庸のたねならずしておはしませば天子と称し（十ウ）奉る也よつて御機嫌を天氣と申御かわらけを天蓋をいたゞくと申天顔の拜すなど、いづれも天の字を称するは至尊の御くらゐ天とひとしきがゆへ也其外の字を上につけて唱へ奉るなり

⑧新院の御事

トクグウ
御門御位を東宮に御譲りありて治世の政をのがれさせ給ふ後に新主より尊号を奉り給ひて太上天皇と称し奉るなり是を御追号のやうにおぼへし人あり以外浅ましき事なり自然御在位のうちに崩御ましますば御追号は勿論の御事也尊号を蒙らせ給ふを上皇とも申奉り仙洞仙院（十一オ）とも申奉る也扱後にすべらせ給ふを新院と申奉る也時の様によつて本院一院とも称し奉る也太上皇御一方の時は新院と申事なし

⑨法皇の御事

法皇と申奉るを只院の御所のおぼへたる人ありさにはあらず御

くらゐをのかれさせ給ひたる後法門に入給ひて御飾をおろし給ひたるを法皇と申奉るなり法皇のはじめは五十九代宇多天皇也是を寛平法皇と申奉りしなり或人のいはく熊野へ三十三度御幸なければ法皇とは申がたきとかや（十一ウ）

⑩院参の公家衆の御事

エホシカリギス
烏帽子狩衣にて院の御所へ参り給ふ公家衆を御位も卑きやうに田舎の人の思ふは浅ましき事也。たとひ大臣大納言にても院へ参り給ふ時は冠は着給はぬ也御位をすべり給ふ後に尊号定あり。次に布衣始とて御烏帽子をめざるゝとかや。次に北面始とて彼輩をめしをかるゝ也しかれば院に伺候の公家衆冠着給ふべきやうなし君も御烏帽子なればなり

⑪一人の御事

イチノヒト
田舎人はいづれも同じやうにおぼへたる事なり。一人と申すは天子の御事也一人と申すは天子より関白殿へ御免あつて一人と申すなり是を一座の宣旨と申て諸臣万人の（十二オ）上に立給へと申す事なり扱一人といふは諸人をさして一人二人といふ事なり一人と申す事殊におもゝしき事なり天下におみて傍に人なきがごとくといふ心とかや

⑫滝口の事

禁中の北面とおほへたる人のことばに滝口何の何かし。只一人の名といへり余りに浅ましき僻事なり禁中の滝口は侍の官なり。凡滝口は五

十九代宇多帝の御宇始て源平重代の侍武勇の達人を二十人えらびて常に禁中に伺候し清涼殿の東北承香殿の西の滝口の戸を勤番せしむ是より代々二十人を補せらる、非常の儀警(十二ウ)固のために其人を扱る、の間重代佳名の侍多く是に補す八十三代土御門院の御宇承元四年五月に仰せありて関東の武士。三浦。畠山。伊東。宇佐美。後藤。葛西其外十三家を滝口の侍に召る、事田舎人の知たる東鑑にもあるぞかし又六位の侍をえらびて滝口廿人に補せらる、其中三人を上臈とす一月づ、勤番して滝口の事を支配す流例に依て必左右馬允を兼るを有官の滝口といふなり

㊦ 諸家源氏の事

源家の流には様々の有事なれ共いづれもひとつに(十三オ)おぼへたる人おほし先五十二代嵯峨天王の御子左大臣信公をはじめ男女すべて三十人に源の朝臣の姓を給ふ是源氏の最初也。源左大臣融公も其内なり。此流はいづれも一字名乗也。順。至。綱。競などいふ類ひ当代にも其名残有此等嵯峨源氏といふ也又それより後五十六代清和天王第六の御子桃園貞純親王の子息六孫王経基に源の姓を下され是を清和源氏と号す此流堂上にては竹田殿也惣じて武家には清和源氏多しそれゆへ軍書にも多く見えて童までもよく知りたるは清和源氏也又其後五十九代宇多天王より(十三ウ)出たる源氏あり。公家にては庭田殿綾小路殿又は五辻殿なり。武家にては佐々木の一流悉く宇多源氏也。又宇多天皇の御孫延喜帝の皇子西宮左大臣高明公の子孫を醍醐源氏と申し延喜帝の御子村上天皇第七の皇子中務卿具平親

王の後胤を村上源氏と申して公家にては久我殿の一流中院殿其外六条殿岩倉殿千種殿東久世殿。久世殿。梅溪殿。愛宕殿。植松殿也武士にては赤松一流其外繁々の輩皆村上の御流也それよりはるかに後。六十五代花山院の御子彈正尹清仁親王に源の姓を給はりぬ是を花山源氏と申す也。今の白河殿は此(十四オ)清仁親王の御末なり。神祇伯の始は則清仁親王也其後又七十一代後三條院の皇子輔仁親王の御子花園大臣有仁公に源氏の姓を賜つて是を三条源氏と申す其外様々の源氏あれ共子孫のたへたるもあり。又あれどもなきがごとくなるもありとかや

㊧ 施薬院の事

医博士といふを田舎の人は神子山伏の業を業とするやうにおぼゆる大さ成僻事也医博士といふは卅代欽明天王十一年百济国より。医博士薬博士来朝す是より本朝の医学。詳なり其後医博士一人を置せ給(十四ウ)ふ又権医博士一人あり正七位下に相当る凡素問内経脈経本草等をつまびらかにわかまへ講誦して医学の初生にをしゆる事をつかさどる医書におゐてひろく学び詳にわかまへて知らずといふ事なきによつて医博士と名号なり和氣丹波の両流医書通達の人五位の時これに任せられし也昔は俗躰にて有しがちかきころは法躰と成て位官他家の及ぶ所にあらず誠に国家の宝器は此両家ぞかし

㊨ 帯刀の事

帯刀を只一人の事とおぼへたる人あり。さにはあらず。帯(十五終オ)

刀といふは。春宮に卅人あり。禁中には滝口院には北面春宮には帯刀
いづれも子細は違ふといへども皆兵杖を帯して警固をつとむる役な
り。源平重代の武士の武勇の才あるをえらひて帯刀に補せらるゝなり
春宮坊のうちにて。刀を帯するゆへの名なるべし。三十人の内殊に其
器量をえらひて上首とする也よつて是を帯刀先生といふ木曾義仲の
父義賢を帯刀先生といへり。此類ひ也又衛門兵衛の侍の帯刀に補する
を帯刀衛門。帯刀兵衛とて手がらなる事也

官職田舎辨疑卷二之巻終（十五終ウ）

官職田舎辨疑卷之三目録

① 本朝將軍の事

并 坂上田村丸の趣
附 木曾義仲の事

② 日本惣追補使の事

并 右大將頼朝卿の事
附 新中納言平知盛卿の事

③ 織田信長公の事

并 豊臣秀吉公の事
附 將軍宣下の沙汰

④ 淳和奨学別当の事

并 鹿苑院殿の事
附 源氏の御頭の事（一オ）

⑤ 武家官の事

并 織田常真の事
附 今川貞世入道了俊の事

⑥ 呼名の事

并 親王家大臣家諸大夫の趣
附 將軍家御直人の事

⑦ 京鎌倉百官の事

并 求女丹下の次第

⑧ 受領の事

并 国事官領の趣
附 五畿七道のわかれの事

⑨ 大守の事

并 清和天王旧記の次第
附 親王國務の事（一ウ）

⑩ 按察使の事

并 授刀長官の事

⑪ 秋田の城介の事

并 出羽の国の名目の起り
附 雄勝の城の事

⑫ 大宰府の事

并 九州二島に紫草のはびこる事

④大式小式の事 并 小野朝臣毛野の事(二オ)

官職田舎辨疑卷之三目録終(二ウ)

官職田舎弁疑卷之三

①本朝將軍の事

本朝將軍の始を。源頼朝卿とかたむきに覚へたる人あり。浅ましき僻事也。將師の元始は。人王最初神武天皇東征の時。道臣の命を以て軍師とし給ふ。是物部氏の始祖なり。其後十代崇神天皇十年に四道の將軍に命じて四方の国をおさめしむ將軍の号はより起れりなんぞはるか末の頼朝卿をはじめといふへきやは惣追捕使の事を聞はつりたるゆへ成べし扱十二代景行天皇四十年に皇子日本武尊を以て大將軍とし武日武彦二人の命を左右の副將として東夷を征伐し(三オ)給ふ十五代神功皇后三韓を伐給ひて鎮守將軍をつかはして其しりへを治めらる。鎮守府の称は是より發れり日本国中に殊さら東夷背やすく帝都を襲奉るを以て東征の將軍を置いて国司の外に鎮守府を任じ迎要の警とせらる。四十五代聖武天皇の御宇にはじまり又五十二代嵯峨天皇の御時文屋綿丸征夷將軍に任じてより征夷將軍の号あり又坂上田村丸は征東夷將軍と称ず參議藤原忠文を征東

夷大將軍に任せらる其後久しく中絶せしに木曾義仲都に登りて兵權を執の日征夷大將軍に任せらる其次は頼朝卿也(三ウ)しからば將軍の中興といふは。木曾義仲なるべし

②日本惣追捕使の事

將軍補任の品々を浅ましく軍書のうへにていひの、しる族多し無下に浅ましき事共なり。日本惣追捕使のはじめは鎌倉源二右大将頼朝卿なり是頼朝卿雅意を以て任じらるゝにあらず。平家の賊徒追討の功賞として後白河院より成下されしものなり。征夷將軍といふは海内衛護の任にて武家の棟梁なれば上代より有事なれども正しく惣追捕使は國王より天下を下預りて政法をさだめ日本のあるじとなり給ふ心にて(四オ)頼朝卿元祖なり將軍は海内の御あるじなれば官位の高下にか、はり給ふ事なしと見えぬ上代は中納言參議も此職に任ず既に田村丸は二位大納言にて將軍を兼られたり清盛公の三男知盛は正三位新中納言にて將軍なり此外上代より此職をかくる人多ければ一々爰にしるすに及はず頼朝卿の長男頼家は左衛門督にて將軍なり其舍弟実朝公は右大臣にて將軍なり北条の代に成ては身の賤にへりくだりて京都より親王攝家の君達を招き奉りて將軍と仰ぎける所謂權大納言頼經卿といひしは光明峰寺の関白道家公の四男(四ウ)にて藤原なりしかども関東源氏の家督を継て征夷將軍とは成給ふ。加之人皇八十七代の帝後嵯峨院第一の皇子一品中務卿宗尊親王。是則天子の御子なれ共將軍也其外親王の將軍数多ありしかれば將軍職のおもき事惣追捕使の無止事を尊ふべきにぞ有ける

③ 織田信長公の事

織田の信長公を將軍と称じたる書物あり不審事也古く人のいひ伝ふるに將軍宣下といふは重々しき大礼にて假令の事にあらず信長公は従一位の右大臣にまでに成たまへ共終に將軍に成給はず此時は公方權(五才) 大納言義昭卿御存生におはしけるゆへ也扨豊臣秀吉公も関白には成給へども終に將軍の宣下なし昔より此宣下は武職棟梁の御式法なればゆゑしき御事かやうの大礼大賀に付てはさまゝの御いはれ有よし地下人の書籍には皆一様に心得知ぬ事をも知たるやうに書なし侍ればかならず人を惑すと古人もかなしみ給ひぬ

④ 両院の別当の事

淳和院奨学院といふをさまゝいひの、しる人有此両院の別当といふは職なり別当といふは惣司といふ心也是は源家の氏族の学文する所を淳和院奨学院と(五ウ) いふ也結構成職にて久我殿御代々此別当にておはしける然所に尊氏卿の孫准三后大政大臣義満公の御時久我相国具通公永く此職を將軍家へ進せられしより此かた公方の職となりぬ是源氏の棟梁長者とも申なり両院の別当は源家公武の御頭と申事也

⑤ 武家官の事

大平記などを誦するとてあらぬ事いふ族ありされはいにしゑより公方家の外武家に大臣といふ官なし若將軍家の御一門なれば納言相公羽

林などに任せらるゝといへり但信長公の次男正二位内大臣平信雄公(六才) 是は父兄御他界の後城介殿の子秀信を守立給ひけるに依て内大臣には成給ひしとかや此信雄公後には織田常真と申けり扨古へより將軍家御一族は各別の御事御家人の大名衆外様の御方受領諸大夫等にも侍従已上はこれなしそれより以下の物頭等は其職にて国の守には仰せ付らるゝよし位階は大かた五位の人多しされば由緒ある大名或は御忠節の人々少將侍従には成給ふとかや昔は九州探題などに任ずる人は別而器量を撰て下されしとなり鹿苑院殿の御時今川貞世入道了俊將命をふくみ筑(六ウ) 紫へ下られし事拔群器量すぐれたるやうに申伝し也

⑥ 呼名の事

世に事々しき名を付て田舎の人の耳をおびやかす族あり或は山城の和泉の丹後の隱岐の又は掃部の主計の主膳のなど、付て官位もかけたるやうにみせかくるはいたつて浅ましき事也其国に名の下に守とか介とか掾とか目とか書付る人は是則官也さもなきやからは無官なり主計内膳などにも其下に頭正の付字なきはおのゝ呼名といふ物にてたとへば何兵へ何右衛門も同し事也右衛門左衛門にも付字なきは無官(七才) なりされば五摂家清花親王家其外にも大方諸大夫の人数は極まりありて其外は皆呼名の類ひなり昔より武家などに別してかやうのたぐひおほし室町殿より此かた將軍家御直の人々は各別なり大名高家等の家人山城長門其外の国の名にても又主膳かすへ其外にも守頭正等の付字なきは大やう皆無官也但公方御一家の臣下其外何とぞ古来より由緒

有人は各別の事さなくては諸大夫位階ある人をば召つかはれがたきよし也しかるに町人百性などの身として事々しき名を付て人にめづらしがれんとするは(七ウ)却て愚盲の胸中を世にあらはすぞかしかやうのいはれは職方の事を見其外公家衆へ出入して尋ねうかゞへば子細分明にて更にめづらしからぬ事なれど都にてもこまやかに知人なしたとへ職方の文をよみても其所へ立入らねばしれがたきものなり

⑦京鎌倉百官の事

百官といふを其数とおほへたる人ありさにはあらず只数の多きといふを以て百官とは名付られけり。堂上がたの家人大名の従者又は門跡がたにてもあれ受領の諸太夫の外にさながら平民の名も呼がたくて(八オ)内匠図書など、よばるゝといへり。又鎌倉百官といふは左膳。頼母。伊織。求女。丹下など申をいふ也此外にも多し是は京官の図書内匠などといふ呼名よりは又おとれり昔鎌倉の繁昌しける時京百官にまぎらかしてかくはよばれしと也

⑧受領の事

受領の事をあしくおほえてかろくしくいひのゝしるは浅ましき事也さればむかしは諸臣の中に国をおさむる材ある人勅命を蒙り五畿七道に分りをのゝ其国を主どつて国中の事を奉行し貢賦を上におさめ(八ウ)治法を下にほごし風俗を善す是を国の守の務る所なりしかれども一国の郡県多く人民多くして国の守一人としてはおさめつくしがたきゆへ介掾。目等の輔佐を置いて国の政を執おこなわる是を

受領といひて勅命をうけて国事を官領するの義なり

⑨大守の事

大守といふは子細ある事を河内の大守といふ人ありいかさま推量のうへは一国を一人して治むる人を大守と思ふも無下に浅ましき事なりさやうなる世俗の号にあらざり一国を領する人を大守といはゞ大ぶんに有べき事なれど(九オ)昔より大守といふは日本に三大守とて。上総の大守。上野の大守。常陸の大守是なり。大守といふは東海道十五ヶ国の中上総は十二郡にして尤強大なり仍て四位の人などを国司に任じては国政おさまりがたきによつてかならず有品親王をえらひて国司に任するを大守と称するなり。五十六代清和天皇貞観二年に四品行上総大守本康親王彈正尹と為給ふ。上総の大守はかくのごときよし三代実録に見へたり然るに親王国司とならせ給ふ時は国務を知給はざるによつて上総介国務を行ふ此時は介を守と訓じ又は受領と称(九ウ)ずる也又上野の大守も心得同し事也是も東山道八ヶ国の中にて上野十四郡強大也。人王十代崇神帝の第一豊城皇子始て東征の時上野下野両国に御座ありしなり又貞観年中に二品行兵部卿忠長親王上野の大守たり。常陸の大守も同前也是も貞観二年に二品行彈正尹賀陽親王常陸の大守たりしかれば大守の号はおもき事なるをおしなめにいづれの国にもさしつけて唱ふるは僻事也

⑩按察使の事

按察使といふを人の名とおぼへし族あり是は職なり(十オ)上代には

五畿七道にありといへ共中興は陸奥出羽両国にかぎりたり是は大国なるがゆへに此府官あり国の政務を按察するといふ心なり是もおもくしき事なり人王四十四代元正帝養老年中に五畿七道に按察使を置く、四十五代聖武天王の御宇神龜三年正月參議正三位藤原朝臣房前授刀の長官として近江若狭両国の按察使を兼給ふ類ひ也其後諸国の按察使を止て陸奥出羽の按察使を置給ふ四十七代廢帝天平宝字七年從五位上藤原朝臣田磨又五十四代仁明天王の承和年中大中納言藤原朝臣良房。又五十六代(十ウ)清和帝の貞觀元年權中納言平の朝臣高棟皆按察使に任じ給ふの類ひなり。国中の政務は国司の決する所なれども賊徒を制し非違を檢断するの義によつて其人をえらぶ中古此かた多くは大納言以上の兼帯となれり人王百代後円融院康曆二年日野中納言資康卿陸奥出羽の按察使を兼給ふ時におゐて從三位なれば其人をえらぶ事推て知べし

①秋田の城事

秋田の城を一人の名におぼへたる者多し浅ましき僻事なり人王四十三代元明帝和銅五年陸奥の国強(十一オ)大にして国守一人の政道をして平治しがたきにより始めて陸奥の国の内の十二郡を割て出羽の国とす此国の貢賦に鷲鷹其外諸鳥の羽をさゝぐるにより羽の出るといふ義によりて出羽の国といへりしかれ共人の心や、もすれば叛逆の事おこりやすきに依り出羽国に秋田雄勝のふたつの城を築常に武士をたくはへ置て騒動をしづめらるゝ其後国たいらかにおさまりてふたつの城を罷らるゝ、四十九代光仁帝宝龜十一年に又秋田の城を再興して出羽の国を

守護せらるゝ、雄勝の城は廢置の後は再興の義きこへず此秋田の城主を(十一ウ)介といふは。八十三代土御門院健保六年三月六日藤九郎盛長が子景盛出羽の權の介に任じ秋田の城主たるべきの宣旨を蒙る同年四月九日叙爵して從五位下となる此例に依て考れば秋田の城主は大国の柱石たるによつて不才の人を任じては国の太平を期しかたきにより源平両家の武士代々武勇に達したる人をえらびて任ずる事なりしかれば出羽の介にて秋田の城主なるがゆへによつて秋田城の介といふを愚盲の族は秋田とよみて人の名字のやうに唱へ城の介を名のやうにおほえぬ是は職の名にて時々に其人は(十二オ)かはる事なり

②太宰府の事

太宰府といふをあしく心得てかるくしくいひのゝしる族ありされば筑前。筑後。肥前。肥後。日向。豊前。豊後大隅薩摩を九州といふ壹岐対馬を二島といふ九国に二島を統て是を紫筑といふなり。風土記を考るに人王廿二代允恭天皇の御宇異朝より紫草貢る是を九国二島にうへらるゝ、に其葉ことにつくしかりしによつて都て筑紫といへりしかるに筑紫は其地都を去事遙にして三韓に相せばまれば仲哀神功(十二ウ)兩帝の御宇より或は王化に服し貢ものを奉りし事もあり又は王化に背きて辺境に仇する事もありて長く穩かならずよつて太宰府を設て九国二島の事を鎮撫す其才甚しきによつて太宰の義をとつて太宰府と号せり何の御宇にはじめて置るゝといふ事分明ならずといへ共卅四代推古帝十七年四月に筑紫の太宰の奏上といふ事あれば往古より置るゝと見えたり九国二島をのゝく国司ありといへとも大国に

して外夷に迫るを以て兵乱をしつめ給ふ為に太宰府を置いて帥以下の官人を任せらるゝなり扱帥といふは（十三才）大宰府の長官也帥は引帥の儀にてひきゆると訓ず大宰府の長にして九国二島の官領なるにより帥と称ず八省にありては卿に同じ相当三位也

⑤ 大式少式の事

大式少式といふを一人の名とおほへて軍書などにてあらぬ事をのゝしる族あり大式も小式も大宰府の次官にて帥の下也大式は正五位上に相当るを人王五十代桓武天皇延暦十二年に従四位下に改めさせ給ふ少式は従五位下に相当るなり昔は名家の参議の四位以上多くは大式に任ず四十代天武天皇四年十月参議従（十三ウ）四位下小野朝臣毛野大式に任じ七十七代後白河院保元二年平朝臣清盛大式となるたぐひ也（十四終オ）

官職田舎辨疑三之巻終（十四終ウ）

官職田舎辨疑卷之四目録

① 記録所事

并 後醍醐天皇撫民の沙汰

② 雅楽寮事

并 本朝へ百済王より楽師を献りし年譜

③ 王臣差別事

并 品位の沙汰

④ 菅家の御事

并 祝部の沙汰 附 光明峰寺道家公の亭におゐて儒仏論ひの事（一オ）

⑤ 名家の御の事

并 日野中納言資朝卿御子阿新殿の沙汰 附 大納言宣房卿の御事

⑥ 官を名より上に書事

并 徒然草の沙汰

⑦ 参議位署の事

并 京官除目の趣き 附 姓朝臣名の朝臣の沙汰

⑧ 勾当内侍の事

并 長橋殿御取次の趣き 附 女奉書の事

⑨ 准大臣の御事

并 知大政官事の沙汰 附 久我基具公拝賀の事（一ウ）

⑩ 准三后の事

并 御后の事

⑪ 御門跡の発りの事

并 宮御門跡 撰家御門跡 公方御門跡

清華御門跡の次第

附リ

- 僧務ゾウムの事
- 後白川院リキウ離宮リキウの事
- 叡山エイサン三門サンモン主シュの事
- 南都ナンツ兩門リウモン跡トの事
- 本願ホンガン寺ジ殿テンの事(二才)
- 嵯峨サガ天王テンノウ故宮コキウの事
- 大塔ダイタク宮ミヤの事
- 三上サンジョウの檢校ケンギョウの事
- 三井サンメイの長吏チヤウジの事

官職田舎辨疑卷之四目錄終 (二一ウ)

官職田舎弁疑卷之四

①記録所の事

記録所キキロクショといふを只物シモノを記録キキロクと云ふところとおほえてかるくしくいひの、しる族ウヂありかならず推量スイリヤクに心得ココロエては大きな僻事ヒキコト多しされば記録所キキロクショといふは。人王ニウ七十一代ナナヒトヒト後三条院ゴサンジョウ延久元年エンキウに諸国シヨクニク衰微スイヒして万民マンミン下ゲに苦しむクルシムのよし叡聞エイブンに達タツし御身ミミ是を御身ミミのあやまりにて天災テンサイあるよとかなしませ給たまひはじめて大内ダイナイに記録所キキロクショを設セて天皇テンノウ爰ココに出御シツキヨあつて躬ミミカラ天下テンカの訟ウツタガヒを聞キせ給たまふ其後時代ミキノキヨによつて用捨ヨウゼツ一ならず(三才) 九五クニイ五代ゴダイ後醍醐天皇ゴテイモトノミチノミチの御宇ミコノミ元亨元年ゲンキョウに天下テンカ大に早ヒヨリして万民マンミン街チヤウに飢ウエルのよし叡聞エイブンに達タツして記録所キキロクショを設セてみづから天下テンカの訟ウツタガヒを聞キ召メれし(三才)のよし旧記

に見へたり此所ココに上卿ジョウケイ又辨ヘン又開闔カイコウ又寄人ヨリウドを置オケ上卿ジョウケイは長官チヤウケン也大中納言ダイチュウノクワン勅宣チヨクセンを承ウケて決断ケツタンの事を奉行フキヤウ次弁ジケンは次官ジケン也左右サウヨの大中弁ダイチュウノクワン並ナラヒに職事シキジ等トウ是に任オケず開闔カイコウは判官ヘンクワン也諸大夫シヨウダイフならびに諸道シヨウドの輩ハヒ是に任オケず寄人ヨリウドは主典シュテン也当所トウショの執筆シキシツの職シキなるによつて文筆ブンシツ堪能カンノウの輩ハヒを補ホせらるるかやうの大職ダイシキをかるくしく申マウは文旨モンジのいたりそかし

②雅楽寮の事 (三ウ)

雅楽頭ウタケカミを樂所カクシヨノヘツトウ別当ベツトウとおほえたる人多オホシしきにはあらず雅楽頭ウタケカミは地下ヂゲの諸大夫シヨウダイフの任ニするなり樂所カクシヨノヘツトウの別当ベツトウは公卿キョウケイの音楽オンガクに達タツしたるを補ホせらる、と承ウケり伝ツタへぬされば雅楽寮ウタケサウといふは男女オノメの樂人ガクニシヤクシヤク音声オンシヤクをえらひて此寮サウにて稽古ケイコせらる、とかや扱オケ日本ニッポンに音楽オンガクの詳サマシかに成ナリし始めハジメは人王ニウ卅代サウダイ欽明帝キンメイテイ十五年ゴトウゴウ二月ニツキに百濟国ハクサイコクの聖明王シヤウメイオウへ勅チヨクを下オケされて樂師ガクシを本朝ホンテウへ獻サゲしよりなり時トキに音楽オンガクの司ツカサを立タテらる、其後ミキノキヨ卅七代サウシチヒトヒト孝徳帝カウトクテイ大化五年ダイカゴトウ二月ニツキに雅楽寮ウタケサウを置オケて専シヤク音楽オンガクの事を支配シヤクすとふるくいひつたへたりしかれば雅楽頭ウタケカミは樂所カクシヨノヘツトウの別当ベツトウにあらず別ベツ(四才) 当トウといふは惣司ソウジといふ心持ココロエなり

③王臣差別の事

品ホンと位イをひとつ事コトにおほへて少オホこび過ヒて四位シイの人ヒトを四品シイホンといふ族多ウヂオホシしいかにも品ホンも位イも同ドウし事のやうにてかくべつの事コト也品ホンと申マウすは親王シンシヤウの御ミコくらゐなりたとへば一品ホン二品ニホン三品サンホン四品シホン也臣シノ下のくらゐは位イと称ナするなり扱品オケホンと位イとのちがいは品ホンには正従テイジヤウなし位イには正従テイジヤウあり四位シイよりは又正従テイジヤウに上下ジョウゲありて四階シカクづ、也か、る子細シヨウジをもわきまへずして位イも

品もひとつにいふは無下に浅ましき事ぞかし（四ウ）

四菅家の御事

いかにも文盲なる者の書たるものとはいへ共北野に祝といふをした、かにしるしぬ勿論取上ていふべき事にはあらねど人を惑はず曲事すくなからぬ罪ぞかし祝といふを何と聞はつりたる事ぞ遷宮のある所くには正の禰宜ありて権の禰宜あり其ほかに正の祝あり権の祝ありたとへば吉田賀茂などにこそ祝は有べきに北野に祝の有べきやちかごろ浅ましき僻事なり其上白強といふをしらはりと心得過て訓を付たるも見るさへ恥かしく侍る盲蛇（五ウ）に恐れすと余りに文盲成から一向わきまへのなきもまし成べし扱菅家と申は菅原の姓にて聖廟の御流れなり御嫡流を高辻殿と号す。是則聖廟の御子右大辨大学頭菅原高視朝臣の嫡々なり御代々儒家にて広学の聞へある人御出生し給へり然るに聖廟より十代の御末に参議正二位大藏卿菅原為長といふ人有六世の帝の御師範として日本に隠れなき儒才也此為長の次男刑部卿。高長より五条の一家わかれ出たり然るに為長光明峰寺道家公の亭におゐて聖一國師と儒仏二道の論有し事旧記（五ウ）に見えたり其後高長の孫長経の次男正二位菅原茂長といふ人は東坊城の祖也又其後参議菅原在良といふ人より唐橋の一家出たりされば高辻殿より五条殿の家は出給ひ五条殿より東坊城殿の家は出給ひ其後又高辻殿より唐橋殿の家出給ひぬ此四家は少納言侍従又文章の博士大内記等を兼任して次第に昇進あり故に詔書勅書宣命其外位記を書く御役也位記とは位階を下さるゝの綸命也内記御所におゐて詔書を作り年月迄

書終りて覧に備れば天子宸筆を染させ給ひて（六オ）月付の下に何日といふ字ばかりを遊されて中務省に給ふ中務是を案として別に一通りを写して卿以下連署 宣旨奉行をしるし太政官に送る太政官。覆奏ありて又天子可字を画して返し給ふ太政官是を案として別に一通をうつし其後本人へわたさるゝ御作法とかやしからば菅家の御事はおろそかに思ひ奉るべきにあらず

五名家の御事

名家といふをわきまへぬ心からあらぬ事にいひの、しる族ありされば名家と称ずるは日野殿唐橋殿（六ウ）柳原殿烏丸殿甘露寺殿葉室殿万里小路殿勸修寺殿中御門殿清閑寺殿小川坊城殿是十一家なり是を名家と称ずる事はをのく皆儒門なり文筆の徳を顕さんが為に名家と申すなり扱此十一家二流なり日野家と申て大職冠五代の後胤長岡右大臣内膳公の御子従三位真夏卿なり内膳の長男なるよし伝記には見え侍れど家督は次男冬嗣公つかせ給ひて是を閑院の左大臣と申せしなり扱真夏卿より十七代の後に日野中納言俊光卿と申せし人有後醍醐天皇の時の人なり此俊光に子息三人あり長男を資名卿と（七オ）申して日野を継給ふ次男を資明卿と申して柳原殿の元祖也三男を日野中納言資朝卿とて名高き人なりいづれも太平記の時分なればくはしく人のしる事なり此資朝卿は佐渡にて果給ひて其子阿新殿とてありつれと其子孫絶けるにや当代は其沙汰なし日野殿よりわかれしは柳原殿唐橋殿烏丸殿此四家を日野家と称して家の一流にて拾遺を以て初任とし給ふ扱今一流は勸修寺家と申て冬嗣公の六男忠仁公の御弟内舍人良門の御

子勸修寺内大臣高藤公の御末中納言為輔卿より甘露寺殿の御（七ウ）家祖り其後正三位資房卿より清閑寺殿の御家祖り又権中納言俊実卿より小川坊城殿の御家祖り又正二位権大納言経繼卿より中御門殿の御家祖り。万里小路殿は大平記にて人の能聞おぼえたる大納言宣房卿の御事也葉室殿は顕隆卿を祖としてをのゝ七家を勸修寺家と称して延尉を以て始官とし給ふのよし五位の時に禁色を着給ふ是名家の御規模と承り伝へぬ

⑥官を名より上に書事

官より名をうへに書を田舎の人は能とおほへ名より官のうへにあるをおとれりといふちかごろおろかなる事（八オ）なりいづれも天子より下されし官なればいづれかまさりをとりの有へきやうなしたとへは徒然草に顕基の中納言といひし人と書たるは兼好が崇て書たる也かならず定りたる事はなけれ共自書時は官をうへにして名を下に書也他よりは名をうへにして官を下に書事自然の儀なり何某法橋殿江法印何某よりのたくひなり

⑦参議位署の事

姓の朝臣名の朝臣といふをあしく心得て僻事をいひのゝしる族あり先参議といふは大政官の次官なり（八ウ）相当は正四位下なれども二三位にいたつても兼官の例有り大臣大中納言に参り天下の政を議給ふゆへに参議と申す也しかれ共定れる職掌なきによつて正官にあらず人王四十二代文武帝大室二年五月に始て参議五人を置て従三位

太伴安磨正四位下桑田真人以下をして朝政にあづからしむ本官元の如し四十三代元明帝の時中絶して四十四代元正帝養老元年十月に藤原房前是に任し給ふ聖武帝天平元年に権参議三人をくわへてより合せて八人定数となりて古今かわらずされば参議は諸臣四位以上の才徳ある（九オ）輩勅をうけて大政官中の政を参り議るによつて正官にあらずといへ共京官の除目には是を任ずる事相伝の例也又参議にかきりて四位是に任すれば名をうへに書て何某朝臣と称ずたとへば参議藤原諸嗣朝臣の類ひなり三位以上是に任ずれば姓をうへに書て姓の朝臣と称ずたとへば藤原朝臣諸嗣といふ類い也されば名の朝臣姓の朝臣といふ差別のあるは参議にかきりたる事也

⑧勾当内侍の事

勾当内侍の事を太平記にて聞はつりてさまゝ（九ウ）あらぬ沙汰いふ族あり勾当内侍と申すは内侍掌のうちの第一臈をいふ也又は長橋の局に居給へるゆへに長橋殿とも申す也天子へ公方より内々の取次は勾当内侍し給ふ也是ゆへ諸家よりも大かたの事は勾当内侍取次給ふ也内侍勅を奉て書出し給ふ文を女奉書と申也沙門医者等の官位は。長橋殿の取次給ひて上卿へ申伝へ給ふとかや

⑨准大臣の御事

儀同三司といふを百人一首にある道綱一人の事とおほへし人あり浅ましき事也是は大納言にて久しく（十オ）勲勞まします人を大臣になされたくおぼしめせども大臣の欠なくして年を過給ふ時は大臣に准へ給

ふといふ事にて左右の大臣内大臣此三司に儀は同じと称する事也しか
れば御手がらの官也是を以て其任する人によつて内大臣よりは上
に着座し給ふもあり又下につき給ふもあり。人王四十二代文武帝大宝
三年正月に皇子三品刑部親王知太政官事となり又四十四代元正帝
養老四年に一品舍人親王又四十五代聖武帝天平九年に参議三位大
藏卿鈴鹿王相繼て知大政官事となり給ふいづれも三公の御器量あ
りといへ共(十ウ)其闕なきによつてしばらく大臣に准して宮中の政
を執をこなひ給ふの儀をもつて知大政官事と号す其後二百七十年中
絶して。六十六代一条院寛弘五年帥伊周太宰府より帰京して九年
の間前官にいまし給ふの時大臣に准し給ふの時みづから儀同三司と
称し給ふ是より式百七十四年を経て九十代後宇多院弘安七年従一位久
我基具公奨学院の別当を辞し給ふに同二月五位藏人定光勅使として
大臣に准じ朝参有べきのよし口宣を下さる基具拝賀をはりてみづから
儀同三司と号す其後九十五代伏見院正応(十一オ)五年に定実公九十
三代後二条院嘉元三年に実家公皆准大臣の宣旨を蒙らせ給ふ。九十五
代後醍醐帝建武元年六月に清閑寺大納言定房卿名家として大臣に准し
給ふ其後名家准大臣の例希也百四代後土御門院文明元年に広橋大納
言綱光卿百七代正親町院天正二年に鳥丸大納言責任卿皆従一位に叙
し准大臣の宣旨を蒙らせ給ふ皆以て規模の御事也

⑩ 准三后の御事

准三后を略して准后と称し奉る此職を御門跡がたにかけらるゝをふし
きにおもひてさま〜いひの、(十一ウ)しる族多しまづ准三后と申

すは大皇太后宮是天子の御祖母也皇太后宮是天子の御母也皇后宮是
天子の御妻也此三后に准によつて准三后とも又は准后とも称し奉る也
是を御門跡がたに補せらるゝは大成と承り伝へぬ其故は
天子に奉るに后程御傍ちかきはなしさる程に后ほどに天子へちかつ
きて出頭なされ大切におぼしめす御かたならては成がたき謂にて准三
后の職を宣下を蒙らせ給ふは御寵恩ふかき御事といへり

⑪ 御門跡発りの事(十二オ)

御門跡の事を愚旨の族はあしく心得てさるにてもあらぬ事にいひの、
しるこそ浅ましきわざなれ御門跡と称する事は。人王五十九代宇多天
王寛平八年八月に光孝天皇の御願に依て大内山に仁和寺を草創あり
是を御室と号す寛平法皇の御開基あるに依て御門の跡と申す心にて御
門跡と称するなり門跡の号これより始る然るに皇子或は帝王の御連枝
等御飾をおろし法門に入せ給ふに親王宣下ありて御くらゐも常の親
王の如く四品より一品までの御品なよし也此法親王の御住ゐなさるゝ
寺は皆御門跡と称し奉る也(十二ウ)

⑫ 僧務の事

仁和寺は御門跡の開基にて寛平法皇の御寺なれば自余に混ずへからず
是を以て僧務と号し宮門跡の上首にて必一品新王也自余の宮門跡は
二品親王御住職あるとかや其外撰家の君達御剃髮ありて釈門に入給
ふを撰家門跡と称し又清華の御息なれば清花門跡など、称するなり

㊦ 嵯峨天王故宮事

嵯峨大覚寺は五十二代嵯峨天王の故旧なりしを貞観十八年二月十五日に嵯峨院を改めて大覚寺となる（十三才）宮門跡なり扱小野の隨心院醍醐の三寶院は撰家門跡なり山科の勸修寺は清花門跡といへ共近代はさにあらず以上の五ヶ寺は真言宗にて東寺の門跡也

㊧ 後白河院離宮の事

大仏の妙法院御門主のはじめは七十七代後白河院の御所今熊野法住寺といひし離宮をうつされしより法親王家と成たるよし是則叡山の三門跡の其一とつなり又後醍醐天皇の御子大塔宮と申せしは隠れなき御事にて將軍にまでならせ給ふ此宮はじめは天台の座主也今考るに梶井法親王の伝の中に（十三才）此宮ましますなり

㊨ 叡山三門跡の事

小原の円融院は六十四代円融院の御跡にて宮門跡なり。栗田口の青蓮院御門跡は嵯峨天王の御跡にて宮門跡也竹裡曼珠院は明暦三年北山より一条寺にうつして良尚法親王御開基也東叡山の毘沙門堂は世に清華門跡と申す也各天台宗也扱円融院青蓮院妙法院は山門の座主を兼給ふによつて叡山の三門跡と称する也

㊩ 三山檢校の事（十四才）

洛東の聖護院は嵯峨天皇の御開基宮門跡にて熊野本宮新宮那智三山の檢校代々これを兼給ふ岩倉実相院も宮門跡也三井寺の円満院は世

に公方門跡と称し奉るなり以上三ヶ寺は天台宗にて三井寺の長吏を係給ふ南都の一乗院は公方門跡同大乘院は撰家門跡此二ヶ寺を南都の兩門と申して法相宗を兼給ふ東山の知恩院は宮門跡にて浄土宗門の御棟梁とかや

㊪ 本願寺殿の事

一向宗の本院を准門跡と称ずる事はおろかなる事に（十四才）あらず人王百四代後土御門院の御時よりはじまりたり其比は打つゞき天下大きにみだれて將軍は四方に奔走あれば。四夷は洛中に乱入し追出せば又退き諸国七道ことごとく己がはからひに成て主君の下知に承伏せず只欲心強盛の時いたりて仁義礼法の理も知ず忠信孝弟の道をわかまふる人もなければちからつよくて威あるのみ世間にはびこる有さま王臣の貴とかりしも忽其徳うせはて剩御領地も悉く押とられさせ給へば禁門さながら寂くたり此折ふしに本願寺殿忠儀を抽んで給ふ其功拔群の御褒称として（十五終才）准門跡の宣下を蒙り給ひながく開山親鸞上人の光をか、げ給ふは天恩の致す所といひ法儀のめでたきしるしといひ猶院家坊官のさた有て末の代今ぞさかふる歸命心十方の法味有がたくぞ覺侍る

官職田舎辨疑卷四終（十五終ウ）

宝永八季春吉辰

書林

須原屋茂兵衛

江戸日本橋南一町

京三条大和大路

橘屋次兵衛

(奥付・裏表紙見返貼付)

ぐさむのたよりならんかし。

北京散人 宵雨軒

浮世草子作者月尋堂と伊丹派の俳人藤岡月尋との同一人物説は従来から議論のあつたところであるが、同一人物説は「まだ確証なく、推定の域を脱し得ない」とされ、「月尋堂の作に多少の和漢の学の裏打ちのあること、活動期の重なることから同一人である確率は高いが、なお確証を求めるべきであろう」とする認識が一般的であつたと言えよう。

月尋堂は「北京散人月尋堂」の署名で『鎌倉比事』(宝永五年三月刊)や『子孫大黒柱』(宝永六年六月刊)『今様廿四孝』(同上)などを刊行していたが、藤岡月尋は伊丹派の森本百丸著『在岡逸士伝』(享保八年成立)に「宵雨軒姓藤岡、名月尋、坂陽之産也。」と記され、『伊丹発句合』(正徳四年春刊か)の自序には「宵雨軒」と署名される。本書『田舎辨疑』の序には「北京散人 宵雨軒」と自署されるが、「北京散人」は浮世草子作者月尋堂の別号であり、「宵雨軒」は藤岡月尋の軒号であつた。すなわち「北京散人 宵雨軒」なる署名は両者が同一人物であることを示す確証となるとともに、『田舎辨疑』の作者が月尋堂(以下、両者を区別することなく「月尋堂」と記す)であることが明らかとなるのである。

二 本書の内容構成

本書全四巻の目録に挙げられる項目を通し番号を付して示せば以下のようになる。

〔解題〕

一 作者について

『官職田舎辨疑』(以下『田舎辨疑』と記す)の序には次のように記される(句読点や清濁は筆者による)。

官職田舎辨疑序

貴賤尊卑のわかれば礼を失ふ。礼に遠ければ乱るゝにちかし。やはかも、がひとつにさへたらざるむねをとゞかぬ筆にのぶる。あるはをこがましう、かつはあやうかし。是ぞ瓦鶏陶犬のたぐあぞかし。されど魚とるまでの網をすきて田舎の人の心に応ぜんとにや。さしも下学して上達すといふ事のあれば、しばらく時をな

卷一

- 1 ①四神相応地事
2 ②親王の御事
3 ③内親王の御事
4 ④入道の事
5 ⑤御息所の御事
6 ⑥五撰家の御事
7 ⑦清花の御事
8 ⑧御廩殿の事
9 ⑨宣旨の事
10 ⑩上臈の事
11 ⑪公達の事
12 ⑫公卿の事
13 ⑬諸大夫の事
14 ⑭北面の事
15 ⑮侍の事
16 ⑯僧中官位の事
17 ⑰称号の事
18 ⑱大閤の事
19 ⑲近衛殿八藤の事
20 ⑳文武官事
21 ㉑大臣家の御事
- 22 ㉒諸家の御事
23 ㉓天文暦道の事
24 ㉔六条家の事
25 ㉕御幸の事
26 ㉖帝王の御事
27 ㉗新院の御事
28 ㉘法皇の御事
29 ㉙院参公家衆の御事
30 ㉚一人の御事
31 ㉛滝口の事
32 ㉜諸家源氏の事
33 ㉝施薬院の事
34 ㉞帯刀の事
- 卷三
35 ㉟本朝將軍の事
36 ㊱日本惣追補使の事
37 ㊲織田信長公の事
38 ㊳淳和奨字別当事
39 ㊴武家官の事
40 ㊵呼名の事
41 ㊶京鎌倉百官の事
42 ㊷受領の事

- 43 ㊸大守の事
44 ㊹按察使の事
45 ㊺秋田の城介事
46 ㊻大宰府の事
47 ㊼大式小式の事
48 ㊽記録所事
49 ㊾雅楽寮事
50 ㊿王臣差別事
- 51 ㊽菅家の御事
52 ㊾名家の御事
53 ㊿官を名より上に書事
54 ㊽参議位署の事
55 ㊾勾当内侍の事
56 ㊿准大臣の御事
57 ㊽准三后の事
58 ㊿御門跡の発りの事

これら五八項目には「並」や「附り」が付加され、解説事項はさらに細分化されるが、それら五八項目の解説には出典が示されることは少なく、僅かに明記される書名も大半は次に示すような特定の典拠からの孫引きに過ぎない場合が多い。管見では、『職原鈔』『公事根源』などの基本的な有職故実書の他に『搥囊鈔』（『塵添搥囊鈔』）『職原抄支流』『官職備考』『名目鈔』『北条九代記』『平治物語』などの利用が確認でき、『公事根源抄集積』『職原鈔参考』『公卿補任』『尊卑分脈』『歴代皇紀』『官職難儀』などの参照の可能性も窺える。

次章からはそれらの出典について詳しく検証して行くが、本稿巻末に現段階の調査における出典一覧を挙げておく。

三 『搥囊鈔』（『塵添搥囊鈔』）と『公事根源抄集積』の利用

次に『田舎辨疑』と『搥囊鈔』『公事根源抄集積』を挙げる（文章比較のため、句読点などは私に施さない。以下同じ）。

25御幸の事

みゆきといふを田舎の人はいづれ同じし文字に覚へたと見へたり
天子は行処に必幸ありといふ本文によつて行幸と申すよし北
山日記にも見えたり仙洞女院の御出を御幸と申す也又東宮中宮の
御出を行啓と申すなりされば六十四代円融院などより院中の
御政務ありて勸賞あれば幸の字を用ゆへきにや円融院大井川にて
御遊の時。撰政時仲公三位を召て院の仰せを伝えて参議になされ
ければ人々傾て主上の御前ならずして忽に参議になさる、事然へ
からず今日の御遊いみじかりけるに此事ゆへ興さめたりといひあ
へるとなりしかれ共七十一代後三条院の御比まで讓国の後院中に
て正しく政務ありとは見えず七十二代白河院の御時はじめて院に
て政を知らせ給ふと見えたり扱朝觀の行幸と申すは天子年のは
じめに御父の上皇御母后へみゆきなる事也五十二代嵯峨天皇大同
四年八月に朝觀の儀はしまる。続日本後記に嘉祥二年正月廿日
に。仁明天皇〔五十四代〕御母后に朝觀の爲冷泉院に行幸なる。
彼時天皇南階をくだり給ひて笏をたしくして跪給ひし事侍
るとかや。朝觀行幸は正月二日或は吉日を用ひ給ふと。拾芥抄に
もしるしぬ

『璫囊鈔』

五 御行行幸ノ義並幸ノ字ヲ用ル故如何

仙院渡御ヲハ御行ト云皇帝ノ御出ヲハ行幸ト云也……行幸々ノ字
ヲ用ル謂レハ大方ニハ沙汰ナキニヤ所謂本文アリ天子ノ行処必有
幸依之是用御行ニハ只行ノ字ヲ用ル事小野宮北山ナント云古キ

日記ニ見タリトナン然ルニ円融院ナントヨリヤウノ院中ノ御政
務アリテ勸賞アレハ幸ノ字ヲモ可用ニヤ円融院大井河ニテ御遊
アリケルニ撰政時仲ノ三位ヲ召テ院ノ仰ヲ伝ヘテ参議ニナサレケ
リ人々傾キテ主上ノ御前ニ非ズ忽ニ参議ニ成ル、事不可然今日御
遊イミシカリケルニ此事故へ興醒タリト申サレケル事アリシカア
レトモ後三條ノ御比マテハ讓国の後院中ニテ正しく政務アリトハ
不見白川ノ御時ヨリシテ始テ院ニテ政ヲ知セ給ヒケル

(卷二・一五)

『公事根源抄集釈』

朝觀行幸 同日 (正月二日)

是は天子年の始に上皇並母后の宮に行幸なる事有嵯峨天皇大同四
年八月に朝さんの儀はしまる。嘉祥二年(傍注「見続日本紀」)
正月廿日に仁明の御門母后に朝さんのため冷泉院に行幸なる彼時
御門南階をくだりて笏をたしくして跪給ひし事も侍るにや

〔頭注〕同日 ○拾芥云二日朝觀行幸或吉日 (卷上・十三)

傍線部から『璫囊鈔』(『塵添璫囊鈔』)が利用されていることは明
らかであろう。また波線部は『公事根源』本文に一致するが、そこに
付される二重傍線部の松下見林の傍注(「見続日本紀」)や頭注が『田
舎辨疑』と共通することも窺える。『公事根源抄集釈』が参照された
可能性もあろう。

四 『職原抄支流』の利用

『田舎辨疑』と『職原抄支流』を次に挙げる。

55 勾当内侍の事

勾当内侍の事を太平記にて聞はつりてさまくあらぬ沙汰いふ族あり勾当内侍と申すは内侍掌のうちの第一臈をいふ也又は長橋の局に居給へるゆへに長橋殿とも申す也天子へ公方より内々の取次は勾当内侍し給ふ也是ゆへ諸家よりも大かたの事は勾当内侍取次給ふ也内侍勅を奉て書出し給ふ文を女奉書と申也沙門医者等の官位は。長橋殿の取次給ひて上卿へ申伝へ給ふとかや

『職原抄支流』

一 勾当内侍トハ内侍掌ノ中第一臈ヲ云也長橋局ニ居侍ルユヘニ長橋ノ局トモ申す也天子ヘ公方家ヨリ内々ノ取次ハ勾当ノ内侍シ侍ル也是故ニ諸家ヨリモ大形ノ事ハ皆勾当ノ内侍ノ取次也勾当内侍勅を奉りて書出文ヲ女奉書ト云沙門医者等の官位多クハ内侍ノ取次ニテ上卿へ申伝侍也

(卷四「国母並二后(長橋局)(女奉書)」)

傍線部に明らかなように、『職原抄支流』は『田舎辨疑』の典拠として認められよう。

五 『官職備考』の利用

『田舎辨疑』と『官職備考』を次に挙げる。

45 秋田の城事

秋田の城を一人の名におぼへたる者多し浅ましき僻事なり人王四十三代元明帝和銅五年陸奥の国強大にして国守一人の政道を以て平治しがたきより始て陸奥の国の内の十二郡を割て出羽の国と

す此国の貢賦に鷲鷹其外諸鳥の羽をさゝぐるにより羽の出るといふ義によりて出羽の国といへりしかれ共人の心や、もすれば叛逆の事おこりやすきに依出羽国に秋田雄勝のふたつの城を築常に武士をたくはへ置て騒動をしづめらるゝ、其後国たいらかにおさまりてふたつの城を罷らるゝ、四十九代光仁帝宝龜十一年に又秋田の城を再興して出羽の国を守護せらるゝ、雄勝の城は廢置の後は再興の義きこへず此秋田の城主を介といふは。八十三代土御門院健保六年三月六日藤九郎盛長が子景盛出羽の権の介に任じ秋田の城主たるべきの宣旨を蒙る同年四月九日叙爵して従五位下となる此例に依て考れば秋田の城主は大国の柱石たるによつて不才の人を任じては国の太平を期しかたきにより源平両家の武士代々武勇に達したる人をえらびて任ずる事なりしかれば出羽の介にて秋田の城主なるがゆへによつて秋田城の介といふを愚盲の族は秋田とよみて人の名字のやうに唱へ城の介を名のやうにおほえぬ是は職の名にて時々其人はかはる事なり

『官職備考』(漢字に付される濁点は*で記す。以下同じ。)

秋田城 四十三代元明帝和銅五年陸奥国強大ニシテ国守一人ノ政道ヲ以テ平治シガタキニ依リ始テ陸奥国内ノ十二郡ヲ割テ出羽国トス其国ノ貢賦ニ鷲鷹其外諸鳥ノ羽ヲ献ルニ依リ羽ヲ生出スルノ義ヲ以テ出羽国トス然トモ東藩ノ国風人ノ心武勇ニシテ動スレバ叛逆ノ事興リヤスキニ依リ出羽國中ニ按察使並ニ国守ヲ置クノ外亦秋田雄勝ノ両城ヲ築キ常ニ武士ヲ蓄置テ非常ノ騒動ヲ鎮メラル其後国家平治スルニ及テ両城ヲ罷ラル四十九代光仁帝宝

龜十一年ニ亦秋田城ヲ再興シテ出羽國ヲ守護セラル雄勝城ハ廢置
ノ後再興ノ義記録ニ分明ナラズ

○介 一人アリ秋田城主ナリ……八十三代土御門院健保六年三月
六日藤九郎盛長子景盛出羽権介ニ任ジ秋田城主タルベキノ宣旨
ヲ蒙ル同年四月九日叙爵シテ從五位下トナル此例ニ依テ考レハ
秋田城主ハ大国ノ柱石タルニ依テ不才の人ヲ任ジテハ國ノ大平ヲ
期シガタキニ依リ源平兩家ノ武士代代武勇ノ達人ヲ扱ミテ是ニ任
ズルト見タリ (卷六「秋田城」)

傍線部・波線部から『田舎辨疑』が『官職備考』を使用しているこ
とは明らかだが、一見『田舎辨疑』の私案とも目される二重傍線部「此
例に依て考れば」以下の箇所までが『官職備考』からの引用であるこ
とは留意すべきであろう。本書において『官職備考』は、確実と見ら
れるものだけでも全五四項目中三二項目に利用されており、主要な典
拠であつたことが窺える。

六 『名目鈔』の利用

『田舎辨疑』と『名目鈔』を次に挙げる。

29 院參の公家衆の御事

烏帽子狩衣にて院の御所へ参り給ふ公家衆を御位も卑きやうに
田舎の人の思ふは浅ましき事也。たとひ大臣大納言にても院へ参
り給ふ時は冠は着給はぬ也御位をすべり給ふ後に尊号定あり。
次に布衣始として御烏帽子をめさるゝとかや。次に北面始として
彼輩をめしをかるゝ也しかれば院に伺候の公家衆冠着給ふべき

やうなし君も御烏帽子なればなり

『名目鈔』

布衣始 太上皇尊号之後。始令着御烏帽子云也

北面始 上皇之後。始而被石置彼輩云也 (院中篇)

『名目鈔』において連続する「布衣始」「北面始」の記事が『田舎辨
疑』でも融合的に連続して使用されていることが窺えよう。

七 『平治物語』と『職原鈔参考』の利用

『田舎辨疑』と『平治物語』『職原鈔参考』を次に挙げる。

20 文武官事

文武官の事を世にあやしき輩はあらぬ事にいひなす無下に恐
れをわきまへぬにぞ侍る。文武の官と申すはたとへば内大臣の左
大将大納言の右大将のたくひ也大将は武官也大臣大納言は文官也
然ば文武兼備たるを手からと申す也但し大将は外の御家につけ給
ふ事なし。五撰家清華にかぎりたる事なり。職原抄に曰執柄の息
におゐては次第を超て左に任ずる所とあれば右大将をこへて。左
大将に成給ふは常の事也又凡人におゐてはいよく眉目とあり是
は撰家清華の外の御家にて自然大将に成給ふは申べきやうもなき
御手がらなれ共たまさかなる例也扱大納言大臣に成給ぬ以前に後
の二条の関白師通公参儀の時大将をかけ給ひし事を無双の御手が
らに申つたへしぞかし誠に大将は武官の至極をもしき事と承
り伝へぬされば平治の乱のとは。権中納言兼中宮権大夫藤原信
頼卿と少納言入道信西と中あしくして互に身をほろぼし君をそ

こない民をくるしめけるぞうたてしいづれも鳥羽の上皇の御寵愛にほこりて信頼大将をのぞみ申されしかば上皇信西に仰せありてかならずしも重代清花の家にあらざれども時によつて大将になさるゝ事も有べきとの時信西世の中扱はと歎しくて申けるは。信頼などが大将に成なば誰かは望をかけ候はざらん君の御政は司召をもつて先とす……諸大夫の大納言になる事は絶て久しく中納言になりたるだに過分の事をと諸卿いさめ申されしかば思召やみ給ぬ況や近衛の大将をや。三公には列すれど大将を経ざる臣下のみあり執柄の息莫才の輩も此職を先途とす。信頼などが身を以て大将をけがす事は有ましき事といさめ申して終に此事やみぬ是より信頼信西いどみ合て平治の乱はをこりける誠に此職のおもき事をのべんが為に田舎の人までしれる平治の乱を引あらはし侍る信西がことばをもつて大将のおごそかなる事をしるべきにや

『職原鈔参考』(左訓はへ)で記す。

大将

非二譜第之華族一者更不レ任レ之多是大納言中譜第上臈任レ之於二執柄息一者超二次第所任也又多被レ任レ左也至二大臣一帯レ之為二規模一又中納言任レ之於凡人一者弥為二眉目一参議時任レ之例後二條関白師通公也非参議人任例氏宗公也近代不レ可有二此比量一者歟

〔語注〕 大将 …… 武官ノ極官ナリ…… 撰家清華公方家ノ任官也 他ノ公家衆ハ大将ニ任スルコトナシ (卷四「左右近衛衛・大将」)

『平治物語』

有時信西に向て。上皇おほせなりけるは信頼が大将をのぞみ申はいかに必しも重代清花の家にあらざれども。時によつてなさるゝ事も有けるとそつたへ聞召とおほせられければ。信西すは此世中今はさてとなけかしくて申けるは。信頼などが大将になりなば。たれかのそみをかけ候はざらむ。君の御まつりことは司召をもてさきとす。……諸大夫の大納言になる事は絶て久しく候中納言にいたり候だに過分に候物をと。諸卿皆いさめ申されしかば思召やみぬ。……いはんや近衛の大将をや。三公にはれつすれ共。大将をばへざる臣のみあり。しつへいの息莫才のともからも。この職をせんとす。のふよりなどか身をもつて大将をけがさば。いよく おごりをきはめて。ほうきやくの臣となり。天のためにほろほされ候はん事。いかでふびんにおほしめされで候へきといさめ申れども。(卷一「のぶよりしんせい不快の事」)

二重傍線部より『平治物語』の利用は明らかだが、傍線部『職原抄』に關してはその注釈書である『職原鈔参考』を参照した可能性が波線部より窺えよう。

八 『北条九代記』の利用

『田舎辨疑』と『北条九代記』を次に挙げる(傍線部途中に記号(A)を付す)。

35本朝將軍の事
本朝將軍の始を。源頼朝卿とかたむきに覺へたる人あり。浅

ましき僻事也。將師の元始は。人王最初神武天皇東征の時。道臣の命を以て軍師とし給ふ。是物部氏の始祖なり。其後十代崇神天皇十年に四道の將軍に命じて四方の國をおさめしむ將軍の号はより起れりなんぞはるか末の頼朝卿をはじめといふへきや。是は惣追補使の事を聞はつりたるゆへ成べし。扱十二代景行天皇四十年に皇子日本武尊を以て大將軍とし武日武彦二人の命を左右の副將として東夷を征伐し給ふ。十五代神功皇后三韓を伐給ひて鎮守將軍をつかはして其しりへを治めらる。鎮守府の稱は是より發れり日本國中に殊さら東夷背やすく帝都を襲奉るを以て東征の將軍を置て國司の外に鎮守府を任じ必要の警とせらる。四十五代聖武天皇の御宇にはじまれり又五十二代嵯峨天皇の御時文屋綿丸征夷將軍に任じてより征夷將軍の号あり又坂上田村丸は征夷將軍と稱ず（A）參議藤原忠文を征夷大將軍に任せらる。其後久しく中絶せしに木曾義仲都に登りて兵權を執る日征夷大將軍に任せらる。其次は頼朝卿也。しからば將軍の中興といふは。木曾義仲なるべし。

『北条九代記』

本朝將帥元始

夫武將元帥ノ始ヲ按ズルニ人王ノ第一神武天皇東征ノ時道臣命ヲモツテ軍師トシ給フ。コレ物部氏ノ始祖ナリ崇神天皇十年ニ四道ノ將軍ニ命ジテ四方ノ國ヲオサメシム將軍の号コレヨリ起レリ。第十二代景行天皇四十年ニ皇子日本武尊ヲモツテ大將軍トシ武日武彦ノ二人ノ命ヲ左右ノ副將トシテ東夷ヲ征伐シ給フ神功皇

后三韓ヲ伐テ鎮守將軍ヲツカハシテ其後ヲ治メラル鎮守府ノ稱ハ是ヨリオコレリ日本國中ニコトサラ東夷ノムキヤク帝都ヲ襲奉ルヲモツテ東征ノ將軍ヲ置テ國司ノ外ニ鎮守府ヲ任ジ必要ノ警トセラル聖武天皇ノ御宇ニ始マレリ藩鎮才幹ノ器ヲ逞シク智謀武勇ヲ兼ザル則バ此仁ニアタルベカラズ文屋綿丸ヨリ征夷將軍ノ号アリ坂上田村丸は征夷大將軍と稱ズ（a）參議藤原忠文ヲ征夷大將軍ニ任ゼラル其後久シク中絶セシニ木曾義仲都ニ上リ兵權ヲ執ノ日征夷將軍ニ任ジ給フ其後右大將頼朝ヲ征夷大將軍ニ任ゼラレシヨリ連綿トシテ相續シ

（卷一・一）

傍線部から明らかなように『田舎辨疑』は『北条九代記』を使用しているが、当該部『北条九代記』卷一・一は『職原抄』を利用してゐることが指摘されている。傍線部（A）（a）に該当する『職源抄』の記事は以下の通りである（便宜上『職原鈔参考』掲載本文を使用する）。

平將門叛乱時參議右衛門督藤原忠文朝臣任征夷將軍其弟仲舒源經基為副將軍一發向其後征夷号久以中絶源義仲朝臣京上暫執二兵權一之日任征夷將軍云其後又權大納言右近大將源頼朝卿辭二兩職一歸二東國一之後有勅被任征夷大將軍一

（『職原鈔参考』卷四「征夷使」）

『田舎辨疑』が『職原抄』には直接依拠せず、『北条九代記』を使用していることが改めて確認できようが、注目すべきは傍線部に示したように、『職源抄』『北条九代記』がともに義仲を「征夷將軍」とするのに対し、『田舎辨疑』には「征夷大將軍」と記されることである。『田

『舎辨疑』は二重傍線部にあるように、征夷大將軍の中興を頼朝ではなく義仲に帰すことに眼目の一つがあるが、『職原抄』『北条九代記』の記述では義仲は「征夷將軍」、頼朝は「征夷大將軍」であつて、『田舎辨疑』の論拠としては適當ではない。月尋堂は『田舎辨疑』刊行の翌年正徳二年正月に『木曾將軍義仲記』を出版し、義仲に対するある種のこだわりが感じられるが、義仲を「征夷大將軍」と記したことは錯誤なのか、それとも意識的な改変とすべきなのか。

月尋堂が『職原抄参考』を参照した可能性のあることは前に触れたが、前掲の『職原抄』本文「義仲朝臣京上……」の傍注には次のように記される。

義仲ハ春宮帶刀ノ長義賢ノ之男也東鑑曰壽永三年正月十日伊予ノ守義仲兼征夷大將軍云

『東鑑』に直接依拠した可能性も否定できないが、月尋堂は『職原抄参考』の当該記事によって義仲を「征夷大將軍」と記す根拠を得たことも予想される。いずれにせよ、義仲に関する『北条九代記』との異同は単なる錯誤とは思われないのである。

九 月尋堂の注釈意識

『田舎辨疑』の出典を検証してきたが、それらはいずれも公刊書を典拠とするものであつた。しかし、以下に少しく検討するように、當時において未刊の資料に依拠すると思われる記事も散見する。

30 一人の御事

田舎人はいづれも同じやうにおぼえたる事なり。一人ト申シと申すは天

子の御事也一人ト申シと申すは天子より関白殿へ御免あつて一人と申すなり是を一座の宣旨と申て諸臣万人の上に立給へと申す事なりト申シ一人といふは諸人をさして一人二人といふ事なり一人と申す事殊におもくしき事なり天下におゐて傍に人なきがごとくといふ心とかや

『官職難儀』¹⁴

摂政関白をば大職と申也。必一座の宣下とて第一に着給ふべきよし宣下あるのゆへに一人の人と申也。同字ながらも一人と申時は天子の御事也。よのつねの人の事をば一人と申事。誰もしりたる事ながら。その事々に読かへる事。ならひのうちにてある也。

(一) 関白

『官職難儀』は後に『群書類從』に収録されるが、『田舎辨疑』刊行當時は未刊の書であつた。また、未刊の歌学書に依つたと見られる例もある。

32 諸家源氏の事

源家の流には様々の有事なれ共いづれもひとつにおぼへたる人おほし先五十二代嵯峨天王の御子左大臣信公をはじめ男女すべて三十人に源の朝臣の姓を給ふ是源氏の最初也。源左大臣融公も其内なり。此流はいづれも一字名乗也。順。至。綱。競などいふ類ひ当代にも其名残有此等を嵯峨源氏といふ也

『河海抄』¹⁵

源氏になしたてまつるへくおほしをきてたり

弘仁五年(傍注、五月八日)遂下明詔男女都卅人初賜源朝臣姓

其名男皆用一字

(卷一「桐壺」)

『官職備考』

五十二代嵯峨天皇弘仁五年五月二皇子信弘常明四人二始テ源姓ヲ賜リテヨリ以來皇子多クハ源姓ヲ賜ルニ依テ其後胤タル人皆源姓ナリ

(卷四「源氏長者」)

『職原鈔參考』

凡王子賜ニ源氏一始則嵯峨天皇皇子信年六弟弘年六弟常年四弟明年二妹貞姫年六妹潔姫年六妹全姫年四妹善姫年二合而八人弘仁五年五月八日勅賜ニ姓源朝臣一是源氏之始也

(卷三「源氏長者」)

月尋堂の座右の書であつた『官職備考』や『職原鈔參考』と比べても明らかなように、『源氏物語』の未刊の注釈書『河海抄』が参照されたことが窺えよう⁽¹⁶⁾。そこには月尋堂の歌学者としての知識や堂上家との交流が再認識されるが、堂上家に伝わる家伝や資料に依つたと思われる記事もさらに見出される。

24六条家の事

扱今の六条殿と申すは村上源氏にて久我殿のわかれとかや左少將通有朝臣を祖として六条殿と申称号発りたり此通有朝臣の御子内大臣有房公と申せしは和漢の才に富させ給ふのうへ又類なき能書にておはしましける依之君も大切に覚召同官も肥馬の塵をはらひ給けるかゝる有道の賢臣なればにや従一位内大臣にいたり給ひぬしかるに有房公病悩危急に成給ひて此由を天聴に達しければ花園の法皇〔九十四代萩原院と申す〕御かなしひの余りに有房

公の亭へ御幸成て内府の病氣を勞させ給ふよし申伝へたり上代にはかやうのためにもあるべきかそれも撰閔の器外祖父などの威徳ならでは御幸有て臣下の病をとほせ給ふましき事なりいはんや末代におゐてをやことに撰閔の御家にもあらず父の朝臣は纒に少將迄いたらせられ其子として如此大官のいたゞき給ふ事君のいつくしみといひ才徳のほまれといひ御家の手がらぞかし

『尊卑分脈』

内大臣従一位／大納言／參議左大弁

有房 和才人／能書

号六條内府／元応元七二午刻薨 法名有真

『公卿補任』

大臣於陣宣下例 従一位 六條源有房六十九 六月廿八日任。元前権大納言。無兼宣旨。無節會。無宣命。以口宣於陣宣下。是依病急也。元暦元実定公選任之例也。七月一日(太上)法皇臨幸。乍臥拜龍顔。辞申所職。同二日午刻入滅。六十九。(一日出家。法名有真)。(後醍醐院、文保三年)

『歷代皇紀』

六月廿八日従一位源有房宣任内大臣之由宣下任大臣宣下邂逅歟

七月一日(法)皇御幸新内府禅林寺亭為御覽所勞 (元応元年)

『花園天皇宸記』

晦日、癸丑 今日聞、従一位有房任大臣被宣下云々、先例宣下希有事也、而節會公卿依無人、俄被宣下、是所勞危急之間、越上首兩人(通重、師信)任之、依官学勞、以別儀被任之歟、不昇卿

位人子息任大臣事、中古曾在衡・清盛兩人之外無先例歟、上古如吉備者、又非沙汰之限歟、遺希代之例、誠榮耀無極者歟、

(元応元年六月)

六条家の系譜を示す記事であることに加え、特に傍線部から『尊卑分脈』の影響が予想されるが、波線部より『公卿補任』や『歴代皇紀』が参照された可能性も窺える。『花園天皇宸記』を直接参照することは不可能だが、二重傍線部を含むような家伝が堂上家に伝承されており、それが月尋堂に伝えられた可能性も否定できない。月尋堂については『在岡逸士伝』に次のように記されていた。²⁰¹

嘗従_二于野田忠肅翁_一、誦_二於源氏万葉等之書_一、壯歳而游_二京城_一、師_二青木貞悟_一、探_二誹諧奥儀_一、乃為_二座神之同門_一。偶依_二肅翁之因_一、謁_二竹内惟庸卿_一而学_二和歌之道_一。……屢遊_二于書肆_一、需_二其書_一、終不_レ論_二其價_一。世人嘉_二其風流_一、感_二其逸材_一。公卿之徒、亦忘_レ形倒_二爾汝_一。

月尋堂と堂上方との交流が浅からぬものであったことが窺えるが、『田舎辨疑』には次のような言説も記される(句読点は筆者による)。

40呼名の事

しかるに町人百性などの身として、事_レしき名を付て人にめづらしがられんとするは、却て愚盲_{カエツクモウ}の胸中を世にあらはずぞかし。かやうのいはれは職方の事を見、其外公家衆へ出入して尋ねうか_レへば、子細分明にて更にめづらしからぬ事なれど、都にてもこまやかに知人なし。たとへ職方の文をよみても、其所へ立入らねば、しれがたきものなり。

『田舎辨疑』は公刊書のみならず、堂上家との交流の中で、その口伝や資料に依拠して成されたものでもあったことが推測されよう。

十 その後の『官職田舎辨疑』

これまで見てきたように、『田舎辨疑』にはさまざまな典拠が窺えたが、中でも『官職備考』の使用が量的には最も顕著であった。『田舎辨疑』は求板・改題され、享保十一年正月頃に『官位俗訓』として刊行されるが、相板元六店の内、京の銭屋儀兵衛・永田調兵衛・著屋勘兵衛はいずれも『官職備考』の相板元でもあった。改題に際し、月尋堂の序は削除され、新たに慎齋序・環翠子後序が付されるが、後序に記される「環翠子」「遵生軒」はこれまで『官職備考』の著者三宅帯刀の別号とされてきた。²⁰²

しかし、『官職備考』には「湖西隱甫三宅帯刀」の他に「尚綱閑齋」「三宅常範」の印記が認められるものの、管見では「環翠子」「遵生軒」の別号は確認できない。『官位俗訓』はその後序に記されるような内容、すなわち「田舎辨疑」の「闕たるを補ひ備はらざるを増て今官位俗訓を綴り侍るもの」ではなく、『田舎辨疑』の単なる改題本に過ぎなかった。さらに「環翠子」「遵生軒」が三宅帯刀ならば、『田舎辨疑』の内容が自身の『官職備考』に依拠することに気付かなかつたとはい想像できない。他人事のように新刊を装う先の記述からすれば、おそらく後序は本屋の偽造である可能性が高く、本書の巻四本文巻末に『官職備考』『続官位訓』の広告が挿入されたことから、後序の「環翠子」「遵生軒」を「三宅帯刀」の別号とする誤認が生じたものと思われる。

さらに『官位俗訓』は求板・改題され『官位訓』として刊行されることになるが、その際、「環翠子」「遵生軒」の署名が「貝原篤信」「益軒」に、日付も「享保十一」から「享保二」に改められる。貝原益軒は正徳四年八月には没しており、杜撰な改竄と言えようが、本書が益軒の著書として十分通用し得るとの判断が当時の本屋にあったことも予想される。益軒の盛名に便乗した改竄とは言えようが、『田舎辨疑』は改題されながらも内容においては改竄されることはなかった。本書が啓蒙書としてのニーズを幕末まで獲得していたことは記憶されてよからう。

出典一覧

- 1 ①四神相応地事 『塏囊鈔』巻二・三十一（『塵添塏囊鈔』巻四・
- 2 ②親王の御事 『官職備考』巻七「親王」
- 3 ③内親王の御事 『官職備考』巻七「内親王」
- 4 ④入道の事 『官職難儀』「親王」？
- 5 ⑤御息所の御事 『官職備考』巻七「御息所」
- 6 ⑥五撰家の御事 『官職備考』巻七「撰家」
- 7 ⑦清花の御事 『官職備考』巻一「大政大臣」・巻七「清華」？
- 8 ⑧御陰殿の事 『官職備考』巻七「御陰殿」
- 9 ⑨宣旨の事 『官職備考』巻七「宣旨」
- 10 ⑩上臈の事 『職原抄』「左右近衛府・大将」等の用例？

卅九

- 11 ①公達の事 『官職備考』巻一「大政大臣」「内大臣」・巻七「公達」
- 12 ②公卿の事 『官職備考』巻七「公卿」
- 13 ③諸大夫の事 『官職備考』巻七「諸大夫」
- 14 ④北面の事 『官職備考』巻七「上下北面」・『有職小説』巻下「北面」？
- 15 ⑤侍の事 『官職備考』巻七「侍」
- 16 ⑥僧中官位の事 『官職備考』巻七「僧正」、「法印大和尚位」「法眼和尚位」「法橋和尚位」？
- 17 ⑦称号の事 『尊卑分脈』？
- 18 ⑧大閤の事 『有職小説』巻下「太閤」・『官職難儀』「関白」？
- 19 ⑨近衛殿八藤の事 未詳
- 20 ⑩文武官事 『職原抄参考』巻四「左右近衛府・大将」、『平治物語』巻一「信頼信西不快の事」
- 21 ⑪大臣家の御事 『職原抄支流』巻一「大臣家之事」・『有職小説』巻下「諸大臣家」？
- 22 ⑫諸家の御事 『職原抄』「正一位」
- 23 ⑬天文暦道の事 『官職備考』巻二「陰陽寮」
- 24 ⑭六条家の事 『公卿補任』・『尊卑分脈』・『歴代皇紀』「六条有房」？
- 25 ⑮御幸の事 『塏囊鈔』巻二・五（『塵添塏囊鈔』巻四・十三）、『公事根源抄集釈』巻上・十三
- 26 ⑯帝王の御事 『官職備考』巻七「帝王」
- 27 ⑰新院の御事 『官職備考』巻七「太上天皇」

- 28 ⑨ 法皇の御事 『官職備考』 卷七「太上天皇」
- 29 ⑩ 院参公家衆の御事 『名目抄』 院中篇「布衣始」「北面始」
- 30 ⑪ 一人の御事 『官職難儀』「関白」・『官職備考』 卷一「関白」？
- 31 ⑫ 滝口の事 『官職備考』 卷五「滝口」
- 32 ⑬ 諸家源氏の事 『河海抄』、「尊卑分脈」？
- 33 ⑭ 施薬院の事 『官職備考』 卷三「医博士」
- 34 ⑮ 帯刀の事 『官職備考』 卷四「帯刀」
- 卷三
- 35 ⑯ 本朝將軍の事 『北条九代記』 卷一・一、「東鑑」(『職原抄参考』 卷四「征夷使」)
- 36 ⑰ 日本惣追補使の事 『職原抄支流』 卷四「鎌倉將軍九代」「惣追補使」？
- 37 ⑱ 織田信長公の事 『職原抄支流』 卷四「信長公」「秀吉公」？
- 38 ⑲ 淳和奨学別当事 『官職備考』 卷四「奨学院別当」
- 39 ⑳ 武家官の事 未詳
- 40 ㉑ 呼名の事 未詳
- 41 ㉒ 京鎌倉百官の事 『職原抄参考』 卷一「百官」？
- 42 ㉓ 受領の事 『官職備考』 卷六「諸国受領」
- 43 ㉔ 大守の事 『官職備考』 卷六「上総太守」「上野太守」「常陸太守」
- 44 ㉕ 按察使の事 『官職備考』 卷六「按察使府」
- 45 ㉖ 秋田の城介事 『官職備考』 卷六「秋田城」
- 46 ㉗ 大宰府の事 『官職備考』 卷六「大宰府」
- 47 ㉘ 大式小式の事 『官職備考』 卷六「大式小式」

卷四

- 48 ① 記録所事 『官職備考』 卷五「記録所」
- 49 ② 雅楽寮事 『官職備考』 卷二「雅楽寮」・卷五「楽所別当」
- 50 ③ 王臣差別事 『官職備考』 卷六「王臣官位相当」
- 51 ④ 菅家の御事 『官職備考』 卷七「文章博士家」、『元亨积書』 卷七「慧日山辨円」、『尊卑分脈」？
- 52 ⑤ 名家の御事 『官職備考』 卷七「名家」？
- 53 ⑥ 官を名より上に書事 『職原抄』「位署書式」(『職原抄参考』 卷五)？
- 54 ⑦ 参議位署の事 『官職備考』 卷一「参議」
- 55 ⑧ 勾当内侍の事 『職原抄支流』 卷四「長橋局」「女奉書」
- 56 ⑨ 准大臣の御事 『官職備考』 卷一「准大臣」
- 57 ⑩ 准三后の事 『官職備考』 卷一「准三宮大臣」？
- 58 ⑪ 御門跡の発りの事 『官職備考』 卷七「御門跡」

注

- (1) 『俳諧大辞典』(明治書院、昭62)。「月尋」の項目、岡田利兵衛氏。
- (2) 『日本古典文学大辞典』(岩波書店、昭59)。「月尋堂」の項目、長谷川強氏。
- (3) 行替著。刊記「正保三癸曆／三條通菱屋町婦屋／林甚右衛門」(『塵添壺囊鈔・壺囊鈔』 臨川書店、昭43)。なお、『塵添壺囊鈔』では卷四・十三。
- (4) 松下見林著。跋「元禄七年六月廿六日 松下見林書」、刊記「銅

駝坊書肆平楽寺村上勘兵衛寿粹」。

(5) 著者未詳。刊記「天和三癸亥年心鐘日／江戸日本橋青物町／藤本兵左衛門／田中理兵衛／板行」。

(6) 三宅帯刀著。刊記「元禄八乙歳仲秋吉旦／書肆／錦小路通新町西_エ入町／永田調兵衛／押小路通御幸町西_エ入町／上坂勘兵衛／堀川通仏光寺下_ル町／梶川儀兵衛」。

(7) 洞院実熙著。刊記「洛陽今出川 林和泉掾時元板行」(早稲田大学中央図書館蔵本)。林和泉掾時元は宝永元年に没している(藤實久美子氏『近世書籍文化論』「第一部第一章」吉川弘文館、平18)、それ以前、おそらくは正保〜延宝頃の刊行か。

(8) 於雲子著。跋「宝永紀元仲夏日」。無刊記本ながら、宝永元年五月頃の刊行と推測される。

(9) 刊記「于時寛永三卯年長月吉辰」(早稲田大学中央図書館蔵本)。引用箇所異同に關し、『田舎辨疑』「執柄の息莫才の輩も」は寛永三年本「しつへいの息莫才のともからも」と一致するが、製版流布本群の源流と目される古活字第一種本系では「執柄の息莫才の輩も」となっており、月尋堂が用いた『平治物語』は寛永三年絵入十二行本系であったと推測される。

(10) 『田舎辨疑』卷三・七にも次のような一致が見られる。
41京鎌倉百官の事

百官といふを其数とおほへたる人ありさにはあらず只数の多きといふを以て百官とは名付られけり。

『職原鈔参考』

〔語注〕百官 百擧_ハ二数多_キ也官謂_ハ大臣以下書吏以上也百官非_レ官有_レ百之謂_二官数之多_一也

(11) 浅井了意著か。刊記「皆延宝三乙卯年初冬月 刊行／書林／江戸／仲野佐太郎／京寺町／同次郎右衛門(盛岡市中央公民館蔵本)。

(12) 月尋堂は『鎌倉比事』において『北条九代記』を使用している(江本裕氏『近世前期小説の研究』「第二部二」若草書房、平12)。

(13) 井上泰至氏「読み物としての近世軍書」(『国語と国文学』第八巻第四号 平16・4)。

(14) 『群書類従』第五輯(統群書類従完成会、昭35)。

(15) 『紫明抄 河海抄』(角川書店、昭53)。

(16) 『湖月抄』(延宝元年成立・刊)には当該記事は引用されていない。

(17) 『新訂増補国史大系』第六十卷上(吉川弘文館、昭37)。

(18) 『新訂増補国史大系』第五十四卷(吉川弘文館、昭12)。

(19) 『改訂史籍集覽』第十八冊(臨川書店、昭59)。

(20) 『史料纂集』花園天皇宸記・第二(統群書類従完成会、昭59)。

(21) 『古俳書文庫』第十六編(天晴堂、大14)。

(22) 「三宅環翠 囀帯刀 囀尚綱 囀遵生軒・隠甫」(『和学者総覧』汲古書院、平2)。「国書総目録」も同様に分類する。

(23) 『職原鈔拙解』「天和元西辛黄鐘朔旦／堀川通西吉水町錢屋儀兵衛刊行」の自跋も同じ署名と印記が示されている。

参考文献

拙稿「月尋堂とその周辺 ―その知られざる活動の一面―」(『国語国

『文』第五九卷第一二号 平2・12)。

(二〇一三年九月三十日受理)

(ふじわら ひでき 文学部日本・中国文学科教授)

本研究はJSPS科研費23520235の助成を受けたものです。